

三重県廃棄物処理計画の進捗状況及び

その点検・評価について

令和2年5月

三重県

目 次

1. 三重県廃棄物処理計画	
1-1 はじめに-----	1
1-2 三重県廃棄物処理計画の取組方向及び目標値-----	4
2. 本県における廃棄物処理の状況	
2-1 一般廃棄物-----	6
2-2 産業廃棄物-----	14
3. 成果と課題	
3-1 三重県廃棄物処理計画の数値目標に係る実績-----	22
3-2 廃棄物処理計画に関する取組の状況-----	24
3-3 廃棄物処理計画の進捗状況に関する点検・評価案-----	34
(参考) 進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法-----	36
4. 令和2年度環境生活部廃棄物対策局当初予算	
4-1 令和2年度当初予算-----	37

1. 三重県廃棄物処理計画

1-1 はじめに

都道府県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための国の基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされています。

本県では、廃棄物処理法に基づき、昭和48年から三次にわたり三重県産業廃棄物処理計画を策定し、産業廃棄物の適正処理のための施策を推進してきました。その後、平成12年の廃棄物処理法改正を受け、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な三重県廃棄物処理計画を平成16年3月と平成23年3月に策定し、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rと適正処理の施策を推進してきました。現行計画については、循環型社会の構築に向け、廃棄物の3Rと適正処理をさらに推進していくため、平成28年3月に策定しました。

本計画では、廃棄物の3Rと適正処理を進め、環境の保全と安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するとともに、協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むことにより、低炭素社会と自然共生社会につながる循環型社会の構築をめざすこととし、今後の本県における廃棄物処理などに関する基本的な事項について定めています。計画期間については、循環型社会の構築という中長期的な課題への対応が必要なことから、おおむね10年先を見据えつつ、今後の社会環境の変化に柔軟に対応していくため、5年間（平成28年度～令和2年度）としています。

表 1-1-1 計画期間と数値目標の設定年度

年 度	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計 画 期 間	←				→	- -	- -	- -	- -	→
数値目標等の設定年度					●					

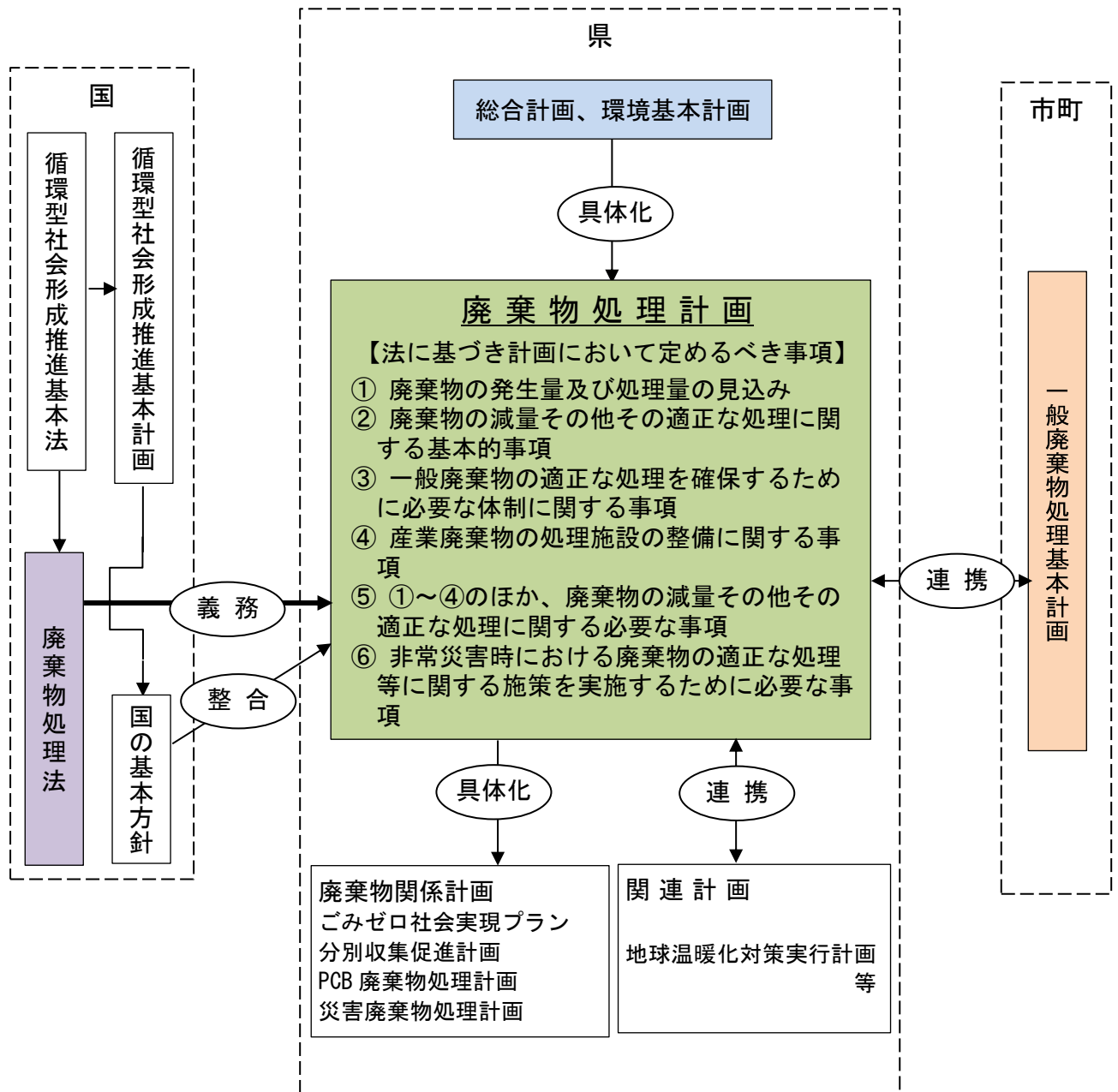


図 1-1-1 廃棄物処理計画と関連する計画等との関係イメージ

1-2 三重県廃棄物処理計画の取組方向及び目標値

三重県廃棄物処理計画 取組方向及び目標値

10年後のめざす姿

基本理念
○ 3Rや適正処理の一層の取組
○ 環境の保全と安全・安心の確保
○ 貴重な資源やエネルギー源としての一層の活用
○ 「協創」による地域循環の形成
低炭素社会及び自然共生社会の形成 循環型社会の定着を实感

10年後のめざすべき姿
天然資源の使用抑制 環境負荷の低減
家庭 ものを大切にす気持ちや環境を考え行動することが浸透しています。
事業者 長く使える環境に優しい良質な製品やサービスを提供するとともに、廃棄物の発生・排出を極力抑制し、排出された廃棄物を貴重な資源として最大限有効利用する意識と行動が浸透し、環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環が行われています。
廃棄物処理の現場 県内の全ての地域で、環境負荷が低減され安全・安心が確保された質の高い循環を行うための体制が整備されています。
大規模災害への備え 東日本大震災や紀伊半島大水害等の経験や教訓を生かし、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて災害廃棄物処理が行われるための体制が整備されています。

5年間の取組方向

(平成28年度から令和2年度)

ごみゼロ社会の実現	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (R2年度)	施策	重点課題						
ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用品は、循環の質に着目し、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されることをめざします。	1人1日あたりのごみ排出量※	986g/人日	936g/人日	発生・排出抑制の促進 多様な主体と「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」の定着等に取り組み、家庭系ごみと事業系ごみの減量化を進めます。	計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題に目標を設定し重点的に取組を進めます。 1 使用済小型電子機器等の回収 枯渇性資源の有効活用の観点から使用済小型電子機器の再資源化の取組を促進します。						
	資源化率	30.4%	33.3%			循環の利用(リサイクル)の促進 各種リサイクル法の促進に加え、枯渇資源の有効利用、地域内での循環など、質の高い循環の形成に向けた取組を促進します。					
	最終処分量	50千t	30千t			未利用エネルギーの有効活用の促進 ごみの持つ未利用エネルギーの有効利用を促進します。					
※災害廃棄物の量を除く				公正で効率的なごみ処理システムの構築 廃棄物会計やごみ処理カルテなどを活用し、公正で効率的なごみ処理システムの構築を進めます。							
				重点課題 計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題に目標を設定し重点的に取組を進めます。							
産業廃棄物の3Rの推進	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (R2年度)	施策	2 未利用エネルギーの有効活用 廃棄物のもつ未利用エネルギーの有効活用を進めます。						
産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、貴重な資源やエネルギー源として、その性状や地域の特性に応じて一層有効活用されることをめざします。	排出量	8,505千t	7,920千t	発生・排出抑制の推進 排出事業者の自主的な取組や環境配慮設計された製品等の研究開発の推進、産業廃棄物税の活用等により産業廃棄物の発生・排出抑制を進めます。							
	再生利用率	43.0%	43.6%			循環の利用の推進 認定リサイクル製品の利用推進や使用済製品の自主回収ルートの構築等の再生利用の取組を推進するとともに、再使用、未利用エネルギーの回収を促進します。					
	最終処分量※	258千t	234千t								
※過去の不法投棄等不適正処理の是正に係る最終処分量を除く											
				目標項目							
				使用済小型電子機器等の回収量	0.32kg/人年	1kg/人年					
廃棄物処理の安全・安心の確保	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (R2年度)	施策	3 優良認定処理業者の育成 廃棄物処理や財務状況について透明性が確保される優良認定処理業者について、育成と普及について取り組みます。						
廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、環境の保全と安全・安心な暮らしが確保されることをめざします。	電子マニフェストの活用率	34.1%	60.0%	廃棄物の適正処理と透明性の確保 電子マニフェストの活用、優良認定処理業者の育成、処理状況の公開等により、多様な主体と産業廃棄物の適正処理と透明性の確保に取り組みとともに、PCB廃棄物の早期処理を推進します。							
	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	83.9% (H26実績)	100%			産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止と早期発見に向け、監視指導の強化に取り組み、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。					
	不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	25.0% (H26実績)	100%			産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進 過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)について、行政代執行により着実に環境修復を進めます。					
	大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数	4市町	29市町			災害廃棄物の処理体制の整備 大規模災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための体制を整備します。					
				目標項目	優良認定処理業者の認定件数	216件	420件				
4 PCB廃棄物の早期処理の推進											
PCB廃棄物が早期に適正処理されるよう、事業者による処理を推進します。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (H25年度)</th> <th>目標値 (R2年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCB廃棄物の適正処分率</td> <td>37%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>						目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (R2年度)	PCB廃棄物の適正処分率	37%	90%
目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (R2年度)									
PCB廃棄物の適正処分率	37%	90%									
5 産業廃棄物の不法投棄の早期発見・早期対応											
不法投棄により生活環境への支障が生じないよう早期発見・早期対応に努めます。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (H25年度)</th> <th>目標値 (R2年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数</td> <td>2件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>						目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (R2年度)	一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数	2件	0件
目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (R2年度)									
一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数	2件	0件									

2. 本県における廃棄物処理の状況

2-1 一般廃棄物（ごみ）

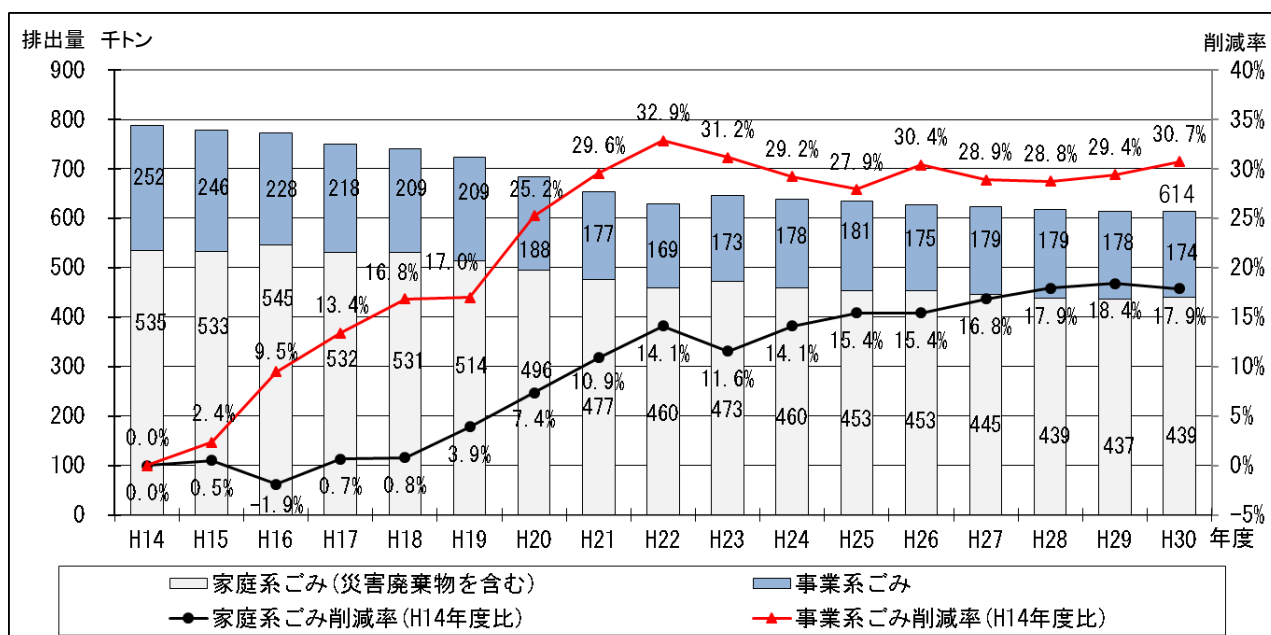
(1) 排出の状況

①ごみ排出量

平成 30 年度における県内のごみ排出量は 614 千 t となっており、うち家庭から排出される家庭系ごみは 439 千 t (72%)、事業者から排出される事業系ごみは 174 千 t (28%) です。

県内のごみ排出量は、県民、事業者、NPO 等団体、市町、県など多様な主体が連携した 3R の取組や、各種リサイクル制度の効果等により、着実に削減されてきましたが、平成 22 年度以降は横ばい傾向にあります。

家庭系ごみは、平成 22 年度以降に削減が進んでいるものの、削減率の伸びが鈍化してきています。一方、事業系ごみは、平成 22 年度以降、横ばい傾向にあります。



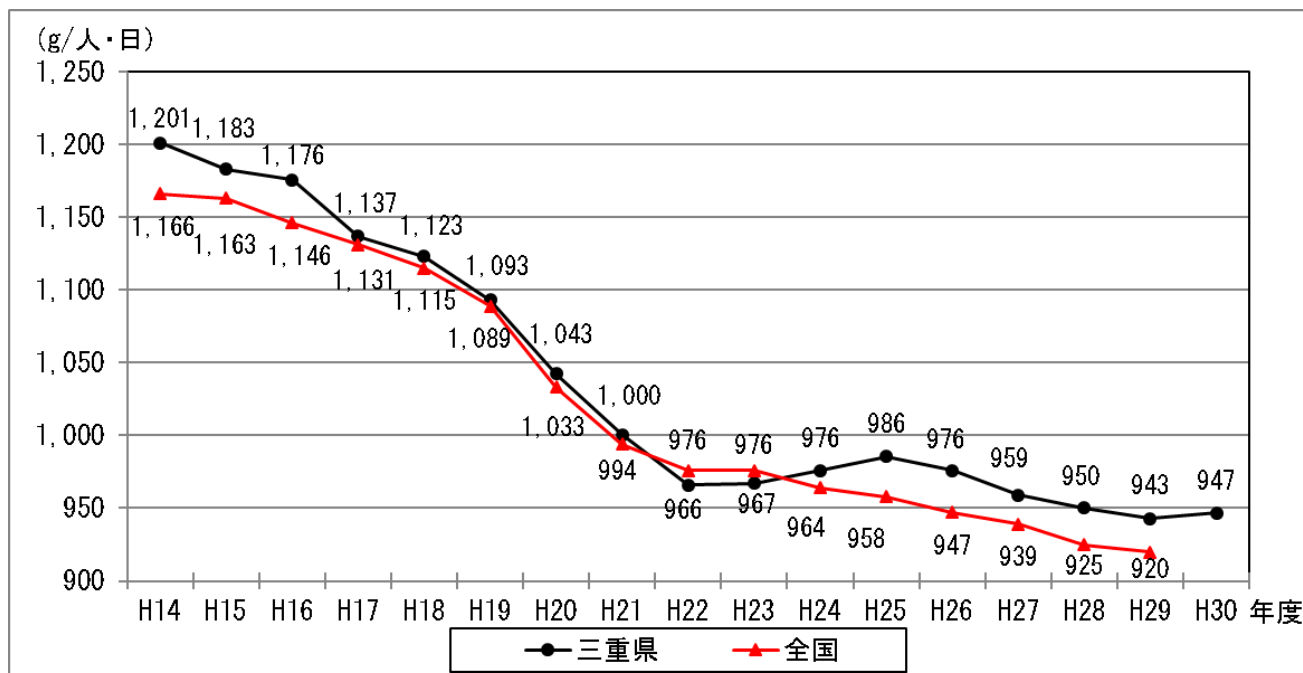
(注 1) 災害廃棄物量は、家庭系ごみに含まれています。

(注 2) ごみの排出量には、集団回収量は含めていません。

図 2-1-1 ごみの排出量と削減率の推移

1人1日あたりのごみ排出量は、平成14年度から平成22年度まで着実に減少してきましたが、近年は減少が鈍化傾向であり、947g/人・日となっています。

なお、三重県は家庭系ごみが多く、全国値より高い値で推移しています。



(注1) 1人1日あたりのごみ排出量には、災害廃棄物は含めていません。

図 2-1-2 1人1日あたりのごみ排出量の推移

②ごみの種類別排出割合

ごみの種類別排出割合（平成30年度）は、可燃ごみ 83.0%、不燃ごみ 4.0%、資源ごみ 9.5%、その他 1.6%、粗大ごみ 1.7%、混合ごみ 0.2%となっており、平成25年度実績と比べ可燃ごみの割合がやや高くなっています。

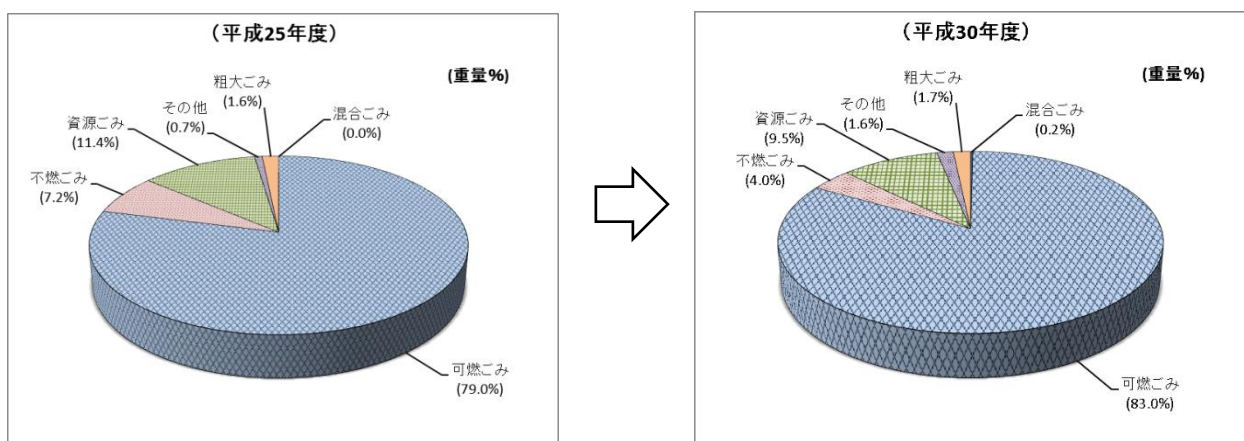


図 2-1-3 ごみの種類別排出状況

(2) 処理の状況

①ごみ処理状況

平成 30 年度の処理実績は、直接焼却が 439 千 t、ごみ固形燃料(RDF)化が 83 千 t、直接資源化が 28 千 t、直接埋立が 10 千 t などとなっています。

平成 14 年度以降、直接埋立量及び直接焼却量は減少傾向でしたが、直接焼却量については平成 23 年度から若干の増加傾向となっています。また、RDF 化される量は平成 14 年度以降大きく増加しましたが、近年は横ばい傾向にあります。

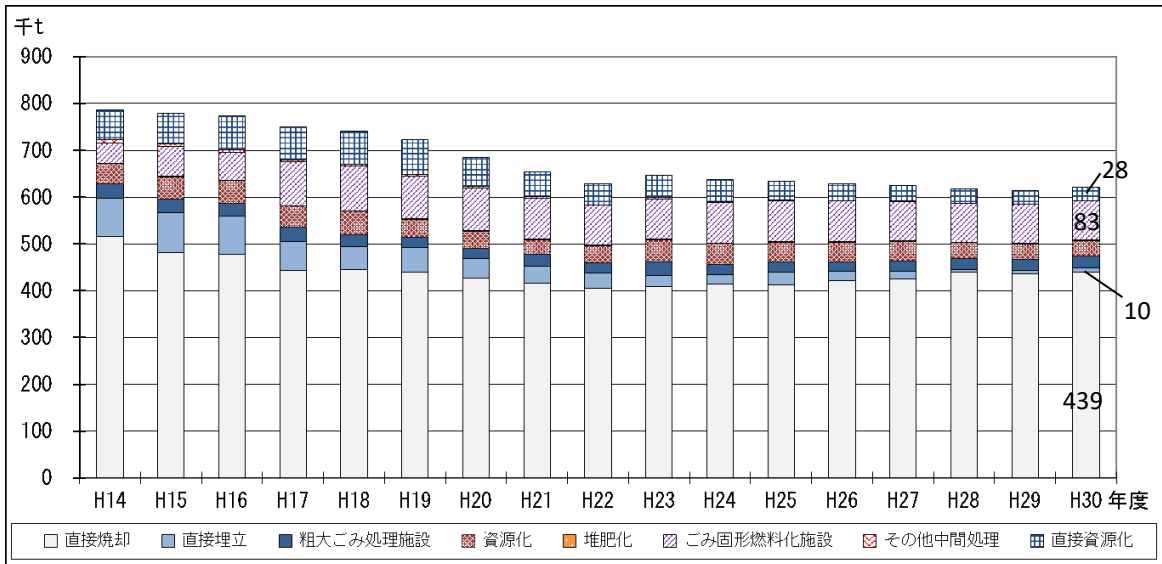


図 2-1-4 ごみの処理状況の推移

②資源化の状況

ごみの資源化率は、RDF 化や焼却灰の資源化等が進んだことにより、平成 14 年度に比べると増加し、全国よりも高い水準を維持していますが、近年は減少傾向であり、平成 30 年度の資源化率は 26.7% となっています。

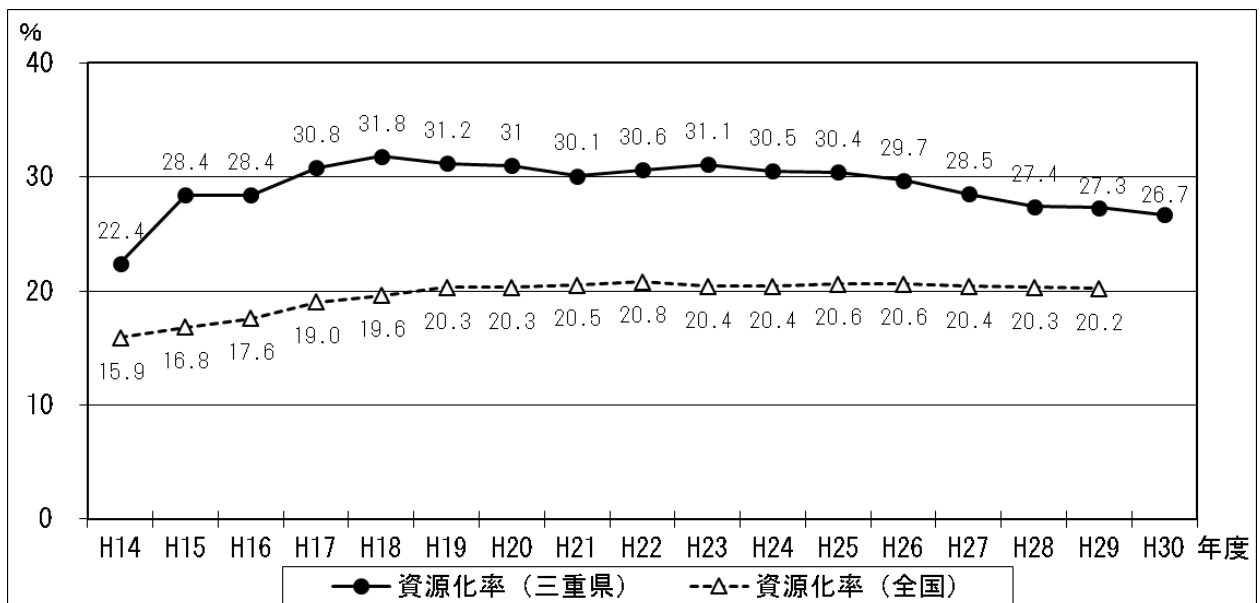


図 2-1-5 資源化率の推移

資源化量は、平成 18 年度まで増加傾向を示していましたが、平成 19 年度以降は全体的に減少傾向にあり、種類別の資源化量は紙類の減少量が大きく、平成 30 年度における紙類の資源化量は 168 千 t となっています。

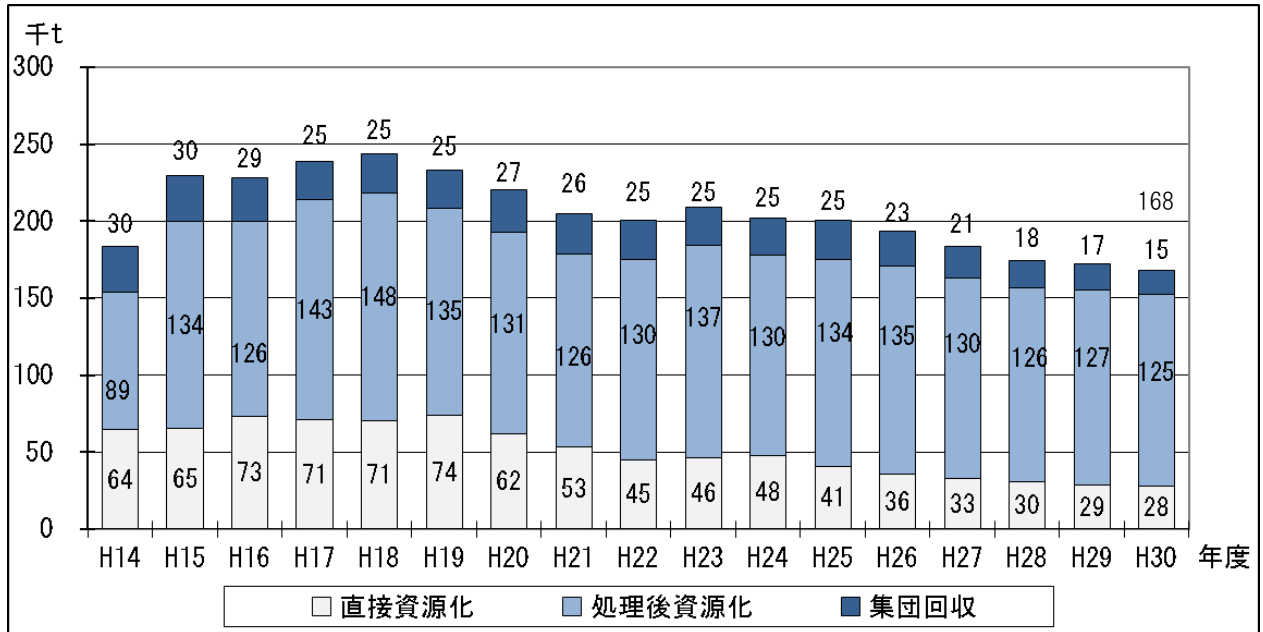
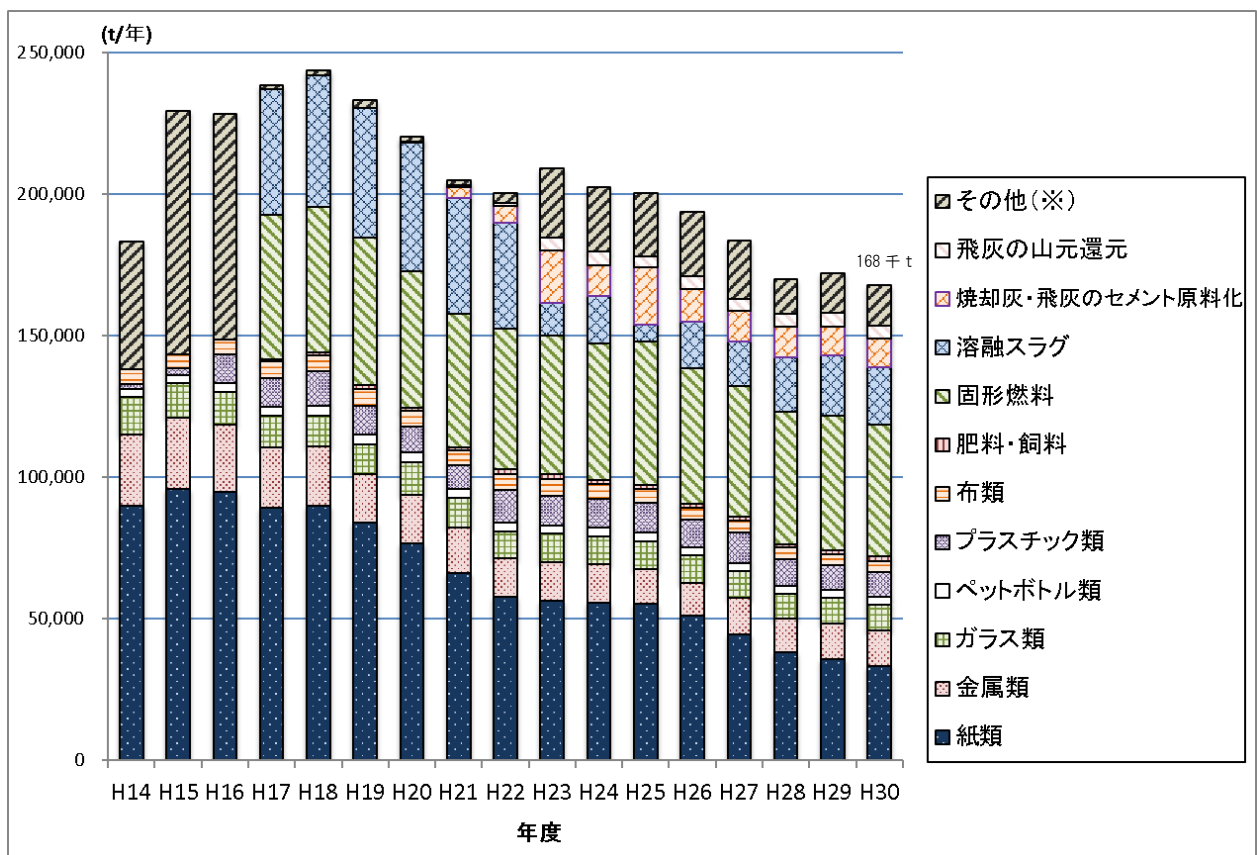


図 2-1-6 資源化量の推移



(注) 平成 16 年度以前の「その他」には、「固形燃料」及び「溶融スラグ」が含まれています。

図 2-1-7 種類別資源化量の推移

資源化量の減少については、小売店や再生事業者等によるペットボトルや古紙類などの資源回収^(※)の活発化が考えられます。

これらの状況を把握するため、平成 29 年度に県内の小売店へ資源回収量の調査を行ったところ、平成 23 年度や平成 26 年度と比べ、ペットボトルや缶類において、回収量が大きく増加しています。

(※) ごみ排出量や資源化量等は、行政が収集・処理した量を集計しているため、事業者による資源回収量は含んでいません。

表 2-1-1 小売店や古紙回収事業者による資源回収量（推計）

	ペット ボトル	食品 トレイ	紙パック	古紙類	缶類	その他	計
H23	1,225t	530t	448t	73,371t	263t	24t	75,861t
H26	1,326t	204t	358t	107,729t	405t	108t	110,130t
増加率	8.2%	-61.5%	-20.1%	46.8%	54.0%	350%	45.2%

(注) ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第 10 回点検・評価（平成 28 年 3 月）、古紙回収業者及びスーパーマーケットを対象とした三重県調査による。

表 2-1-2 小売店による資源回収量（推計）

	ペット ボトル	食品 トレイ	紙パック	古紙類	缶類	その他	計
H29	2,016t	275t	208t	5,031t	718t	460t	8,708t

③最終処分の状況

最終処分量は、平成 30 年度は 25 千 t であり、着実に減少し平成 14 年度比 16.2% となっており、その減少割合は全国値と比べ大きくなっています。この一因として、焼却灰の資源化の推進によるものが考えられます。

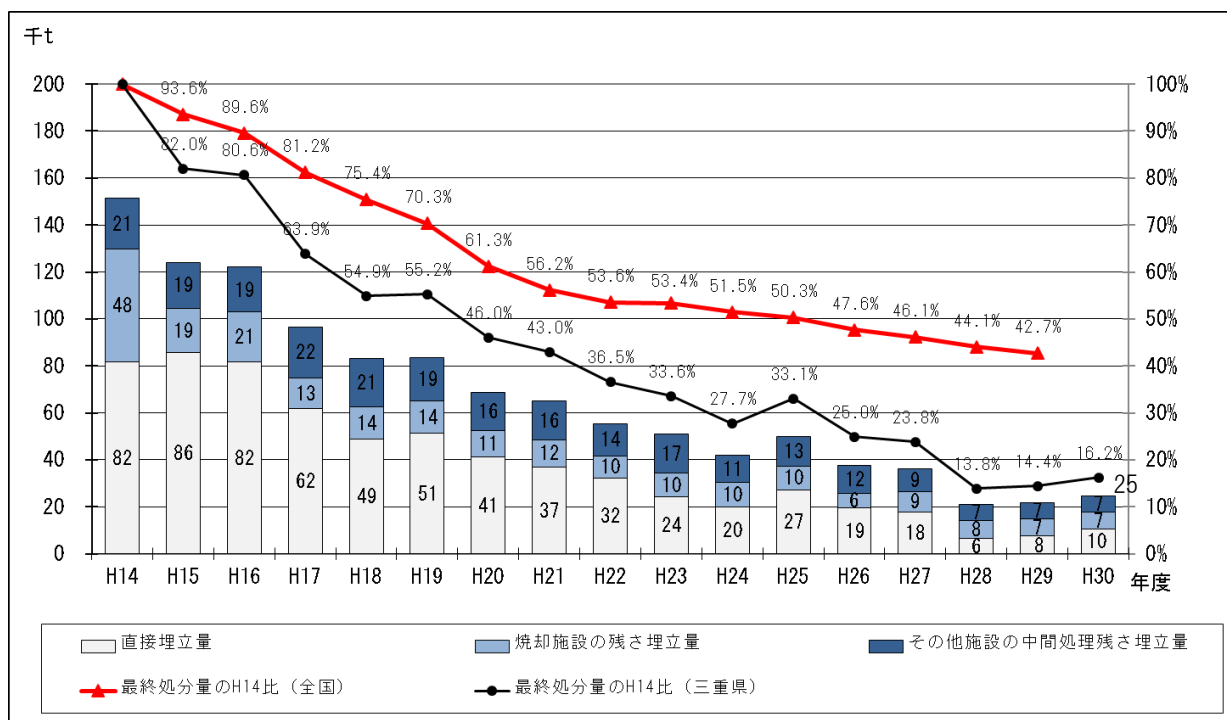


図 2-1-8 最終処分量の推移

(3) 処理施設の状況

市町及び一部事務組合等によるごみ処理施設の整備状況は、平成 30 年度末現在で焼却施設 16 施設、RDF 化施設 6 施設、粗大ごみ処理施設 10 施設、資源化を行う施設 31 施設及び最終処分場 29 施設となっています。

また、施設の更新に伴い焼却炉に高効率発電設備を導入する市町等が増加しており、分別方法を見直し、これまで埋立処分していた廃プラスチック等を可燃ごみとして焼却することによりエネルギー回収を進める市町等があります。

最終処分場については、平成 30 年度末現在の残余容量は 982,771 m³です。

表 2-1-3 処理施設の状況（平成 30 年度末時点）

施設の種類	施設数	処理能力
焼却施設	16	1,937 t/日
熱回収施設	11	486,715,648 MJ、19,950 kW
RDF 化施設	6	473 t/日
粗大ごみ処理施設	10	232.2 t/日
資源化施設	31	364.4 t/日
最終処分場	29	6,749,364 m ³ （残余容量 982,771 m ³ ）

（注 1）市町及び一部事務組合等の施設数であり、民間施設は除きます。

（注 2）平成 30 年度末において新設（建設中）、休止及び廃止の施設を除きます。

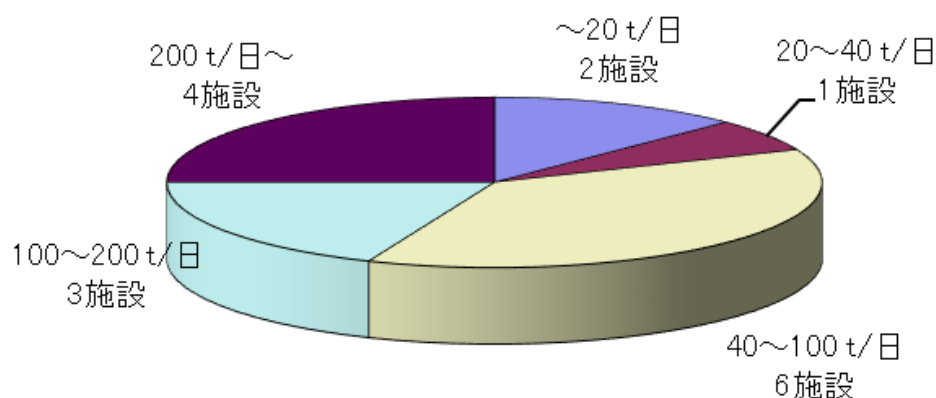


図 2-1-9 ごみ焼却施設の規模別状況（平成 30 年度末時点）

また、ごみの排出量は減少しているものの、委託費が増加傾向にあるため処理・維持管理経費は近年横ばい傾向にあります。

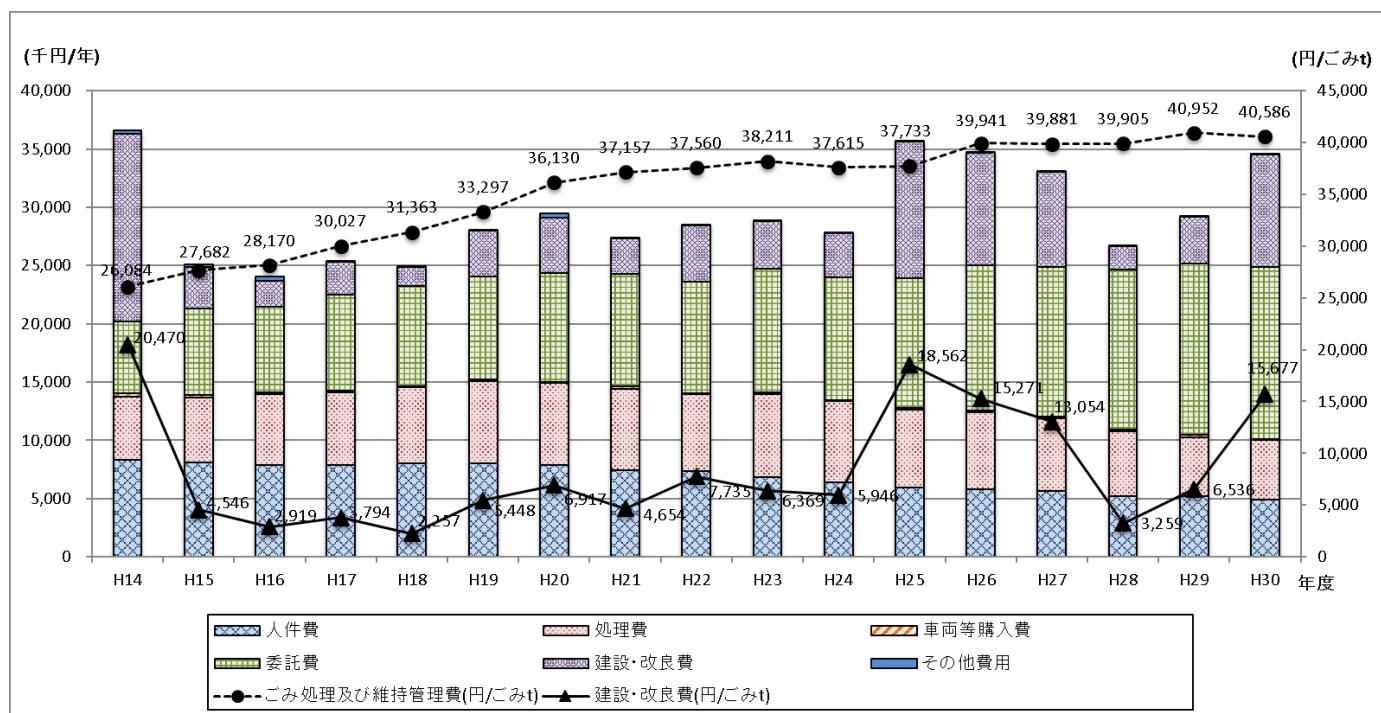


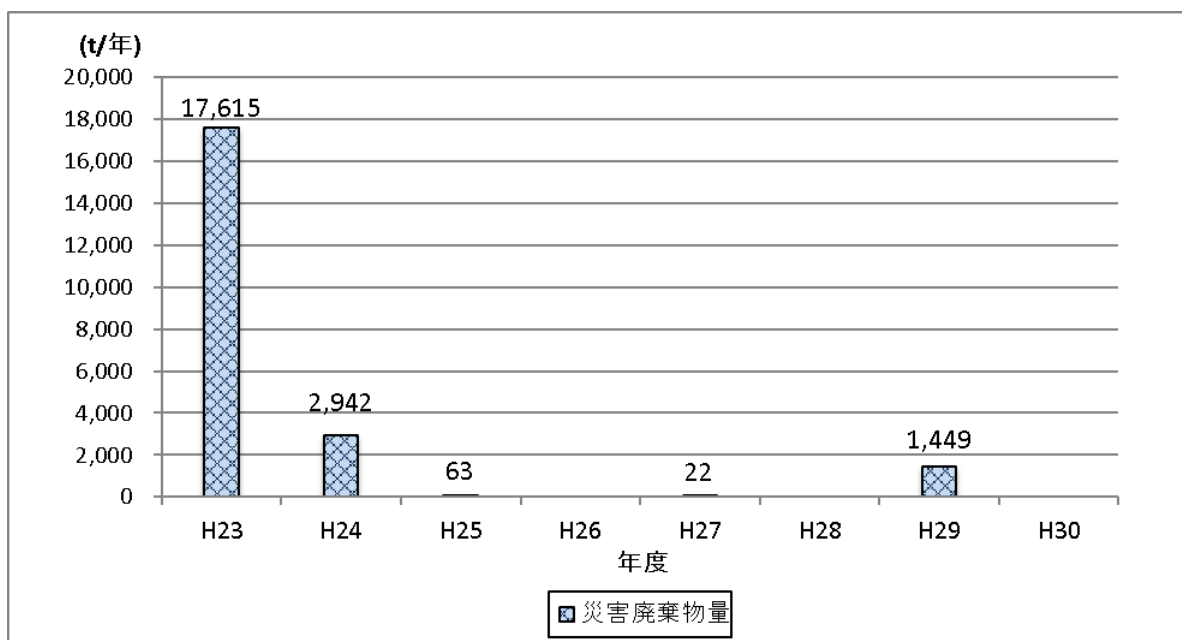
図 2-1-10 ごみ処理経費の状況

(4) 災害廃棄物の処理

①災害廃棄物の発生状況

平成 23 年 9 月の台風 12 号による紀伊半島大水害では、三重県南部を中心に長期間にわたって激しい雨がもたらされ、各地で浸水被害や土砂災害が発生しました。この災害により、熊野市、御浜町、紀宝町、大台町及び大紀町において、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて 21 千 t の災害廃棄物が発生しました。

また、平成 29 年 10 月の台風 21 号により浸水被害が発生し、伊勢市及び玉城町において、1,449 t の災害廃棄物が発生しましたが、平成 29 年度中に処理が完了しました。



(注) 災害廃棄物とは、環境省の災害廃棄物処理事業補助金の対象となったもの。

図 2-1-11 災害廃棄物の発生量の推移

②災害時の対応と体制整備の状況

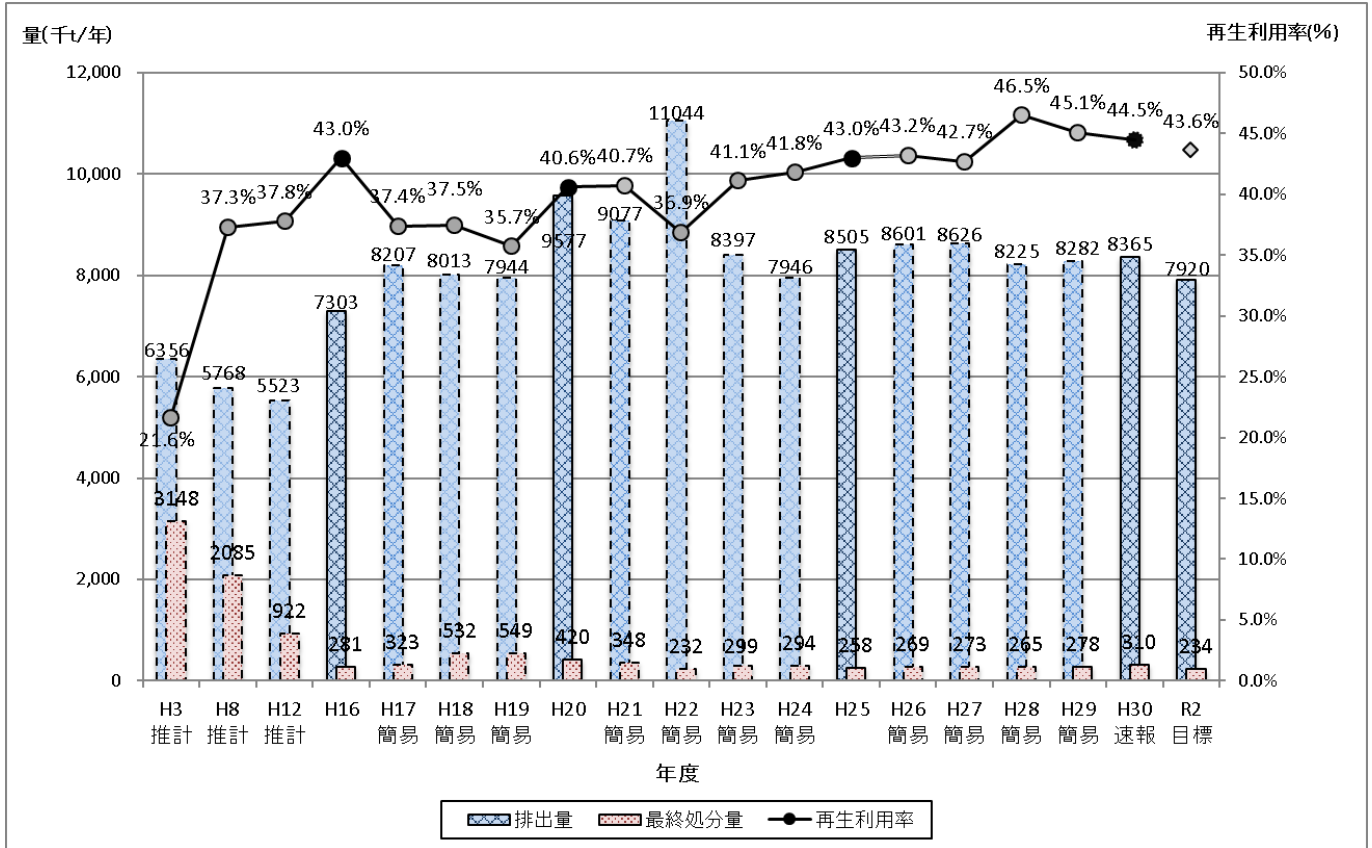
平成 23 年 9 月の台風 12 号による紀伊半島大水害では、被災市町では処理を行うことが困難となったため、県内で初めて、各市町や関係団体と締結する各種応援協定に基づき広域的な対応を行いました。近年も、平成 30 年 7 月西日本豪雨（広島県安芸郡熊野町等）、令和元年台風第 19 号（長野県中野市）による災害廃棄物の処理について、災害廃棄物処理の専門の県職員を派遣し、仮置場の運営や補助金申請等に係るアドバイス等を行いました。

南海トラフ地震発生の緊迫性が高まっている中、東日本大震災以上の地震や津波被害に備え、県においては、東日本大震災や紀伊半島大水害から得られた知見や国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、大規模災害時の廃棄物処理について、県の果たすべき役割と機能を取りまとめた三重県災害廃棄物処理計画を平成 27 年 3 月に策定しました。（近年発生した災害の対応事例や国の災害廃棄物対策指針の改定内容等を踏まえ、令和 2 年 3 月に改定。）また、各市町も大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備が進められており、平成 29 年度末で 29 市町全てが災害廃棄物処理計画策定済みとなっています。

2-2 産業廃棄物

(1) 排出及び処理の状況

平成30年度について、産業廃棄物の排出量は8,365千t（速報値）、再生利用率は44.5%（速報値）、最終処分量は310千t（速報値）であり、最終処分量は増加傾向にあるものの、産業廃棄物の排出量は大きな変化は見られない状況です。



(注) 平成16年度よりは農業及び鉱業の排出量等が把握できていないため、農業及び鉱業を推計した値となっています。

(注) 平成16年度以降、汚泥の排出段階を脱水前として統一したため、排出量が増加しています。

図 2-2-1 産業廃棄物排出量等の推移

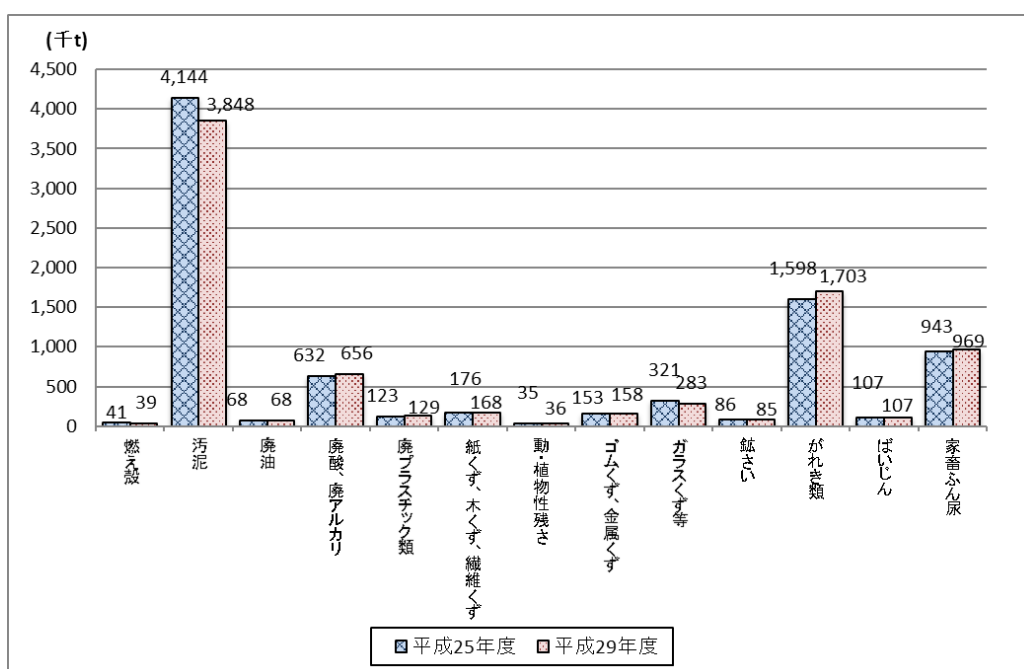
(2) 平成 29 年度の処理の概要

※平成 30 年度、令和元年度実績は速報値のため、現状、詳細データがありません。

①排出量

平成 29 年度の産業廃棄物の排出量は 8,282 千 t となっており、種類別の排出量は、汚泥(脱水前)が 3,848 千 t (46.5%) と最も多く、次いで、がれき類 1,703 千 t (20.6%)、家畜ふん尿 969 千 t (11.7%) などとなっています。

業種別では、製造業が 3,030 千 t (36.6%) と最も多く、次いで、建設業 2,087 千 t (25.2%)、鉱業 981 千 t (11.8%)、農業・林業 969 千 t (11.7%)、電気・ガス・熱供給・水道業 964 千 t (11.6%) などとなっており、上位 5 つの業種で排出量の 97% を占めています。



(注) 汚泥の排出量は、脱水前の状態の量としています。

図 2-2-2 産業廃棄物の種類別の排出量

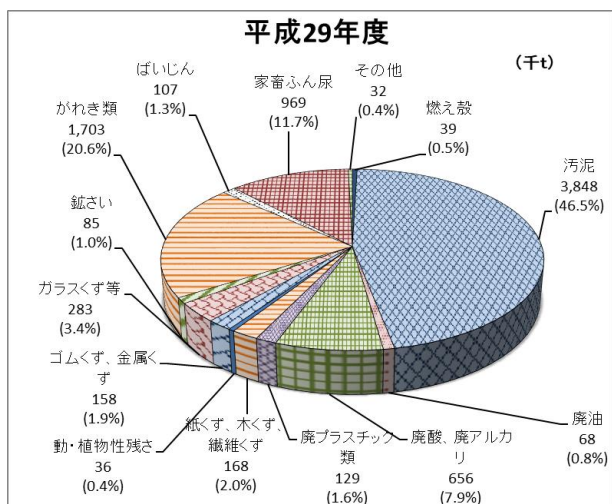


図 2-2-3 産業廃棄物の種類別の排出量

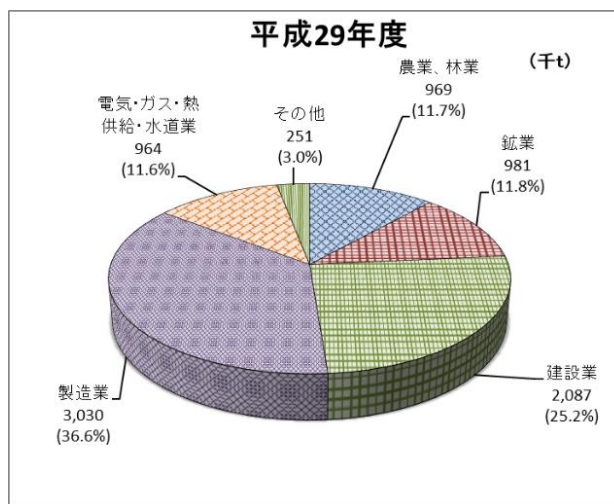


図 2-2-4 産業廃棄物の業種別の排出量

②再生利用量

平成29年度の産業廃棄物の再生利用量は3,733千tで、種類別では、がれき類 1,534千t (41.1%)が最も多く、次いで、家畜ふん尿 931千t (24.9%)、汚泥 462千t (12.4%)などとなっています。

平成29年度の再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）は45.1%で、種類別では、家畜ふん尿が 96.0%と高く、次いで、燃え殻 93.8%、がれき類 90.1%などとなります。一方、汚泥が 12.0%、廃酸・廃アルカリが 9.0%と低くなっています。

業種別の再生利用量は、建設業が 1,771千t (47.4%)と最も多く、次いで、農業・林業 931千t (24.9%)、製造業 600千t (16.1%)などとなっています。

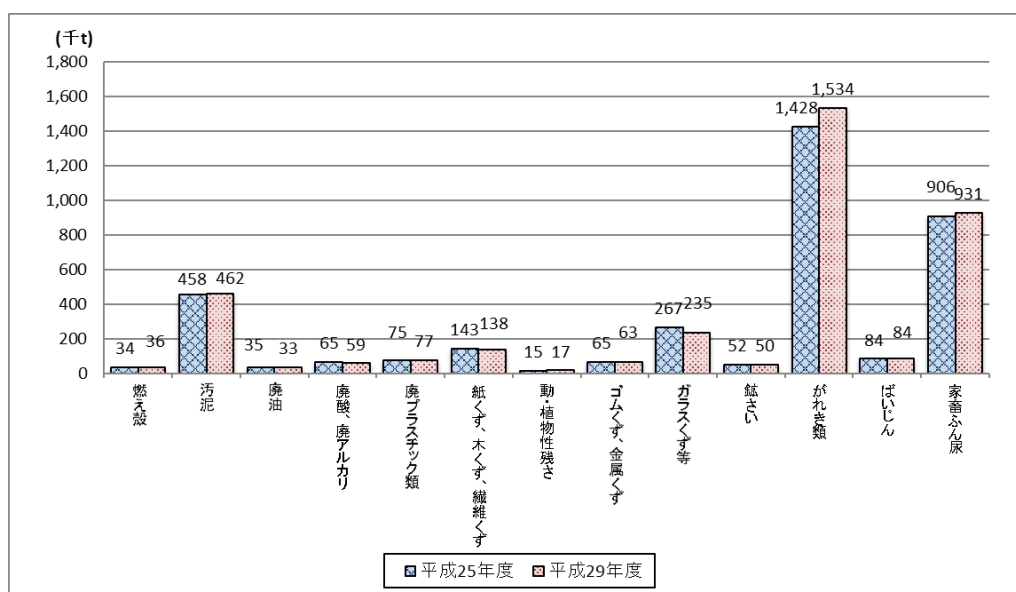


図 2-2-5 産業廃棄物の種類別の再生利用量

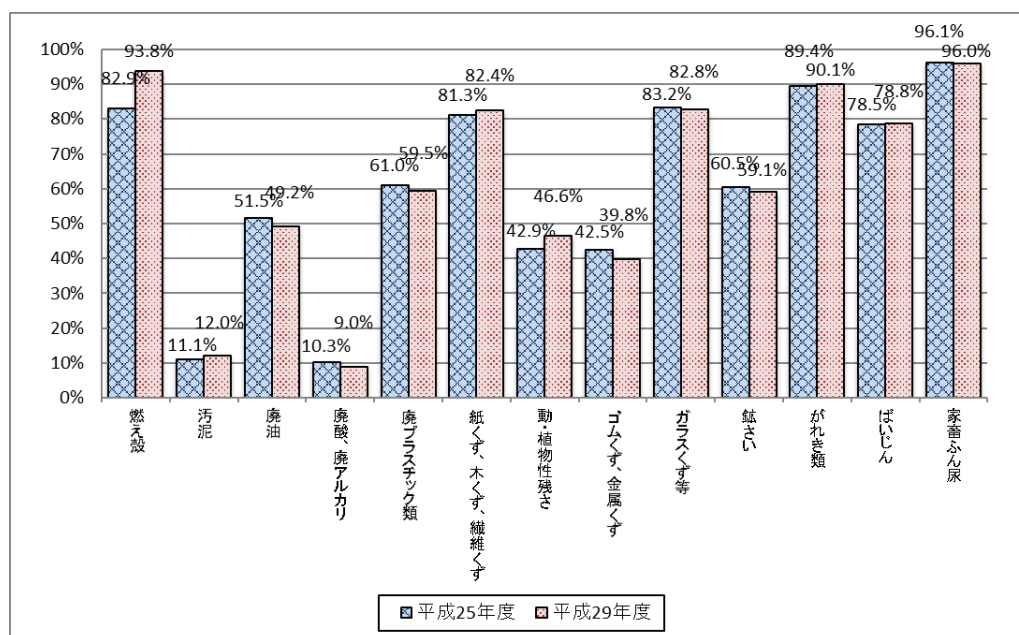


図 2-2-6 産業廃棄物の種類別の再生利用率

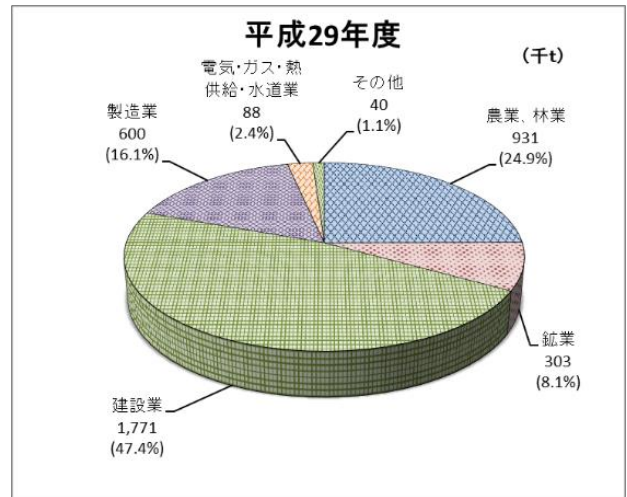
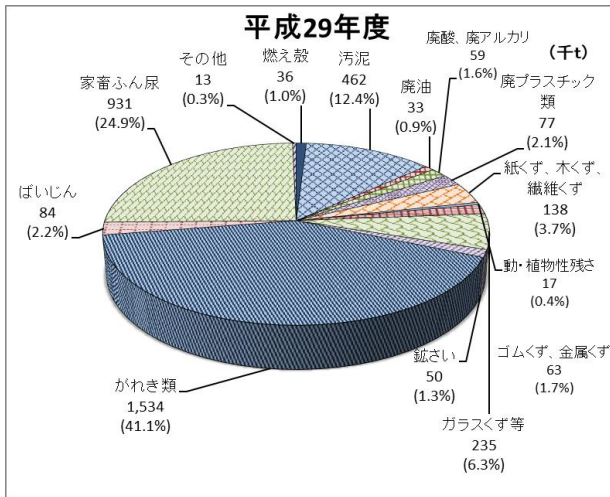


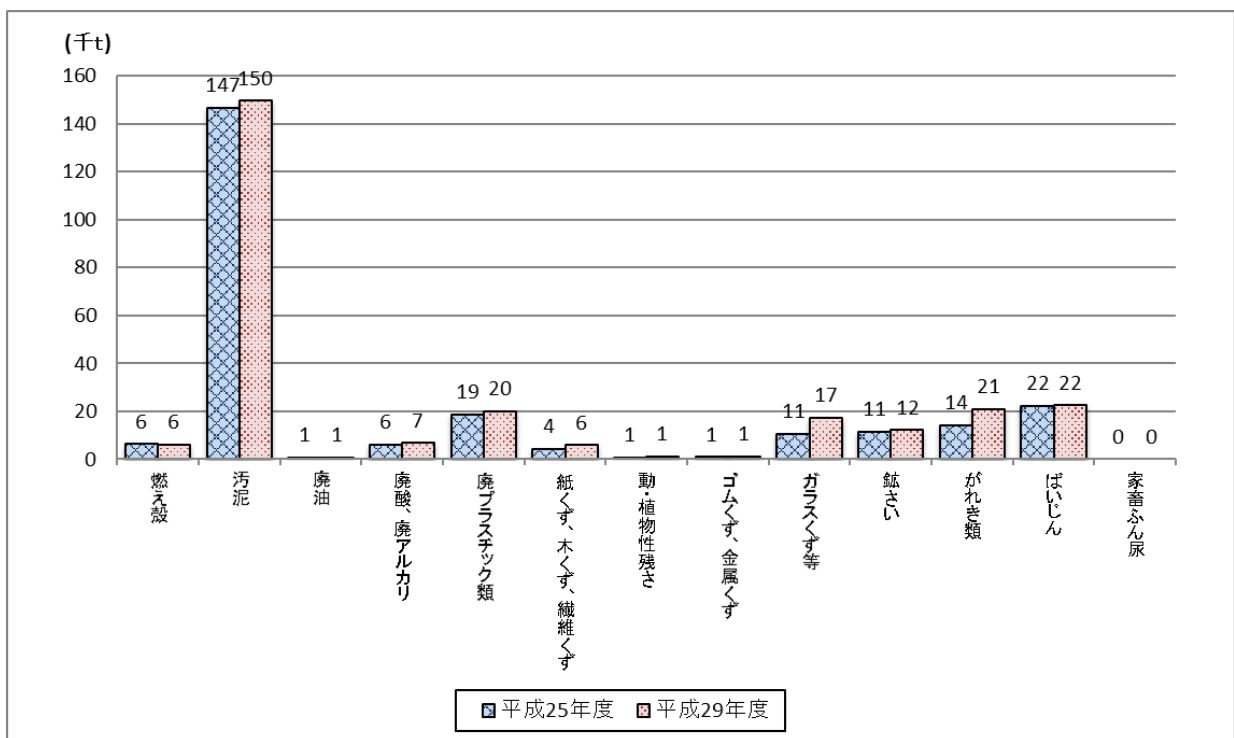
図 2-2-7 産業廃棄物の種類別の再生利用量

図 2-2-8 産業廃棄物の業種別の再生利用量

③最終処分量

平成 29 年度の産業廃棄物の最終処分量は 278 千 t で、種類別では、汚泥 150 千 t (53.7%) が最も多く、次いで、ばいじん 22 千 t (8.1%)、がれき類 21 千 t (7.5%)、廃プラスチック 20 千 t (7.2%) などとなっています。

また、業種別では、製造業が 207 千 t (74.2%) と最も多く、次いで、建設業 58 千 t (21.0%) などとなっています。



(注) 中間処理後残渣の埋立量も含まれます。

図 2-2-9 産業廃棄物の種類別の最終処分量

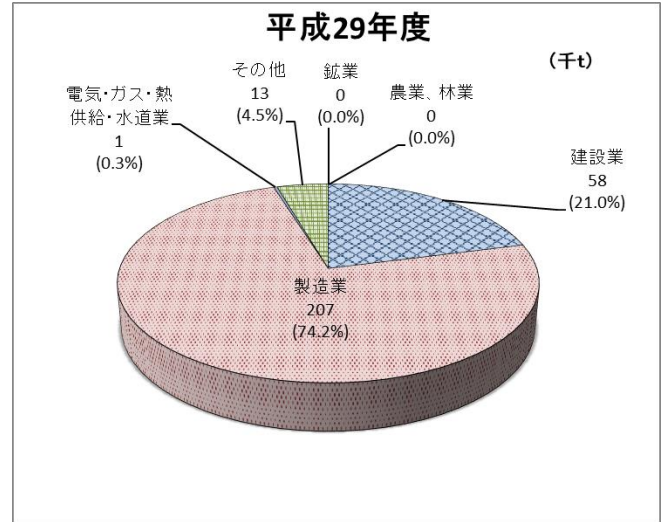
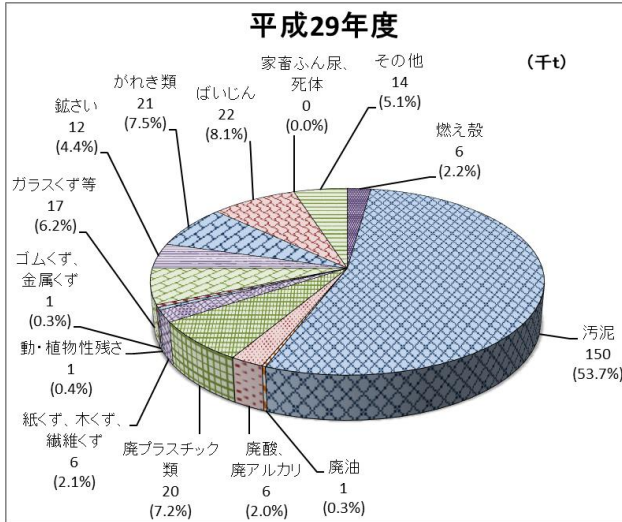


図 2-2-10 産業廃棄物の種類別の最終処分量

図 2-2-11 産業廃棄物の業種別の最終処分量

種類別の最終処分率では、ばいじんが21.1%と最も高く、次いで、燃え殻15.9%、廃プラスチック15.6%などとなっています。

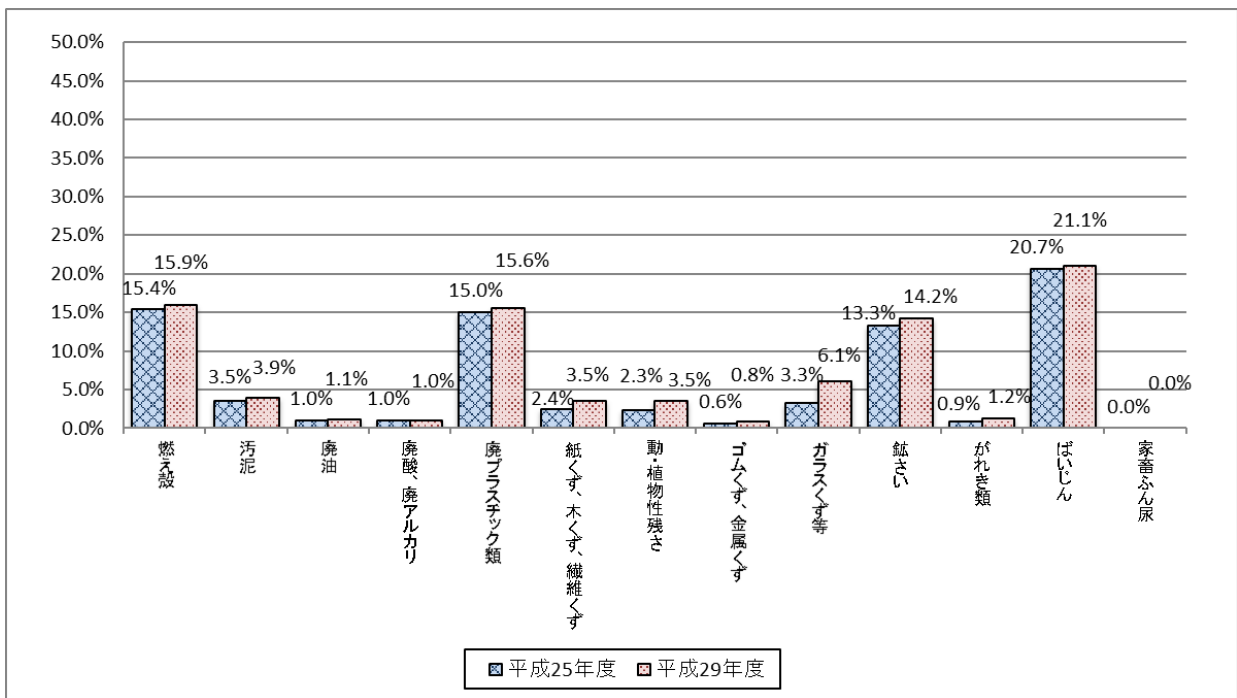


図 2-2-12 産業廃棄物の種類別の最終処分率

(3) 産業廃棄物処理施設の設置状況

平成 30 年度末時点で、産業廃棄物の中間処理施設は 517 施設あり、種類別では、木くず・がれき類の破碎施設が 218 施設、汚泥の脱水施設が 140 施設を占めています。

平成 30 年度末時点で、最終処分場は、安定型最終処分場 7 施設、管理型最終処分場 6 施設の合計 13 施設が設置されています。残余容量は 360.8 万 m³（安定型：26.1 万 m³、管理型：334.7 万 m³）となり、平成 30 年度の最終処分量から推計すると、残余年数は平成 31 年 4 月 1 日時点で安定型約 29.1 年、管理型約 6.1 年となっています。

表 2-2-1 種類別設置状況

施設	種 類	設置数	能 力	
中間処理施設 (H30)	汚泥の脱水施設	140	21,024 m ³ /日	
	汚泥の乾燥施設	14	2,649 m ³ /日	
	廃油の油水分離施設	4	114 m ³ /日	
	廃酸・廃アルカリの中和施設	2	384 m ³ /日	
	破碎施設	廃プラスチック類の破碎施設	73	4,250 t/日
		木くず・がれき類の破碎施設	218	71,506 t/日
		小 計	281	75,756 t/日
	アスベスト等溶融施設	1	4.8 t/日	
	PCB廃棄物の分解施設	1	47.6 m ³ /日	
	焼却施設	汚泥の焼却施設	15	2,154 m ³ /日
		廃油の焼却施設	15	700 m ³ /日
		廃プラスチック類の焼却施設	13	706 t/日
		PCB廃棄物の焼却施設	1	47.6 t/日
		その他産廃の焼却施設	18	3,335 t/日
		小 計	62	—
	計		517	—
	最終処分場 (H30)	安定型最終処分場	7	残余容量：261,016 m ³ (埋立容量：1,046,937m ³)
管理型最終処分場		5	残余容量：3,346,996 m ³ (埋立容量：10,369,784m ³)	
計		12	残余容量 3,608,012 m ³ (埋立容量：11,416,721 m ³)	

(注 1) 中間処理施設については稼働中の施設数、最終処分場については埋立可能な処分場の数。

(注 2) 設置数は、複数の機能を持つ施設について、それぞれの項目で計上した延べ数。

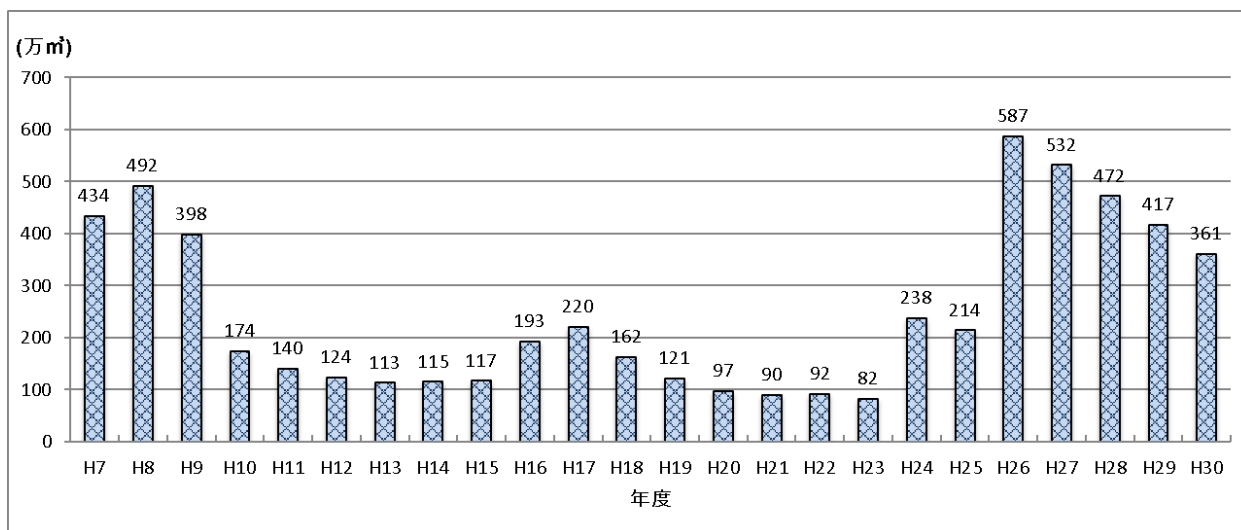


図 2-2-13 最終処分場の残余容量の推移

(4) 産業廃棄物の監視・指導状況

令和元年度における産業廃棄物に関する監視件数は、3,455 件で、これらに係る行政指導の件数が 2,380 件、文書発出数が 175 件、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分である事業停止命令が 6 事業者 6 件、業許可取消が 6 事業者 6 件、施設使用停止命令が 1 事業者 3 件、施設許可取消が 1 事業者 2 件でした。

不法投棄の確認件数については、近年増加傾向にあり、特に建設系廃棄物の割合が高く、最近 5 年間では発生件数で約 72%、発生量で約 97%を占めています。

なかでも、平成 27 年度と平成 28 年度には 1,000 トンを超える大規模不法投棄事案が発生しました。

県では、監視・指導を強化して、行為者が特定できた事案に対しては、すべて撤去等の改善に向けた作業に着手させています。

表 2-2-2 監視指導状況の推移

単位：件

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
延べ監視件数	5,465	5,083	4,654	3,710	3,990	3,788	
行政指導・処分※	指導件数	2,378	2,246	2,735	1,931	2,021	1,718
	文書発出数	227	163	205	269	303	152
	改善命令	3	0	3	0	0	1
	措置命令	0	0	0	0	0	0
	事業停止命令	3	3	3	15	14	11
	業許可取消	1	0	1	5	3	4
	施設使用停止命令	0	0	0	9	12	3
	施設許可取消	2	0	0	2	0	0
告発	0	0	0	3	0	0	

※上記件数には、欠格要件（他府県の取り消し等）の許可取消は含まれていません。

表 2-2-3 新たに確認された不法投棄事案の推移

単位：件（数量トン）

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
確認事案数	14 (623)	19 (493)	31 (6,811)	41 (2,290)	48 (467)	41 (316)
うち建設系廃棄物等	10 (619)	13 (449)	20 (6,790)	27 (2,272)	39 (421)	30 (303)
未撤去数(H31.3末)	1 (4)	1 (0)	6 (35)	11 (1,985)	10 (26)	26 (123)

※数量トンについては、把握できたもののみ集計

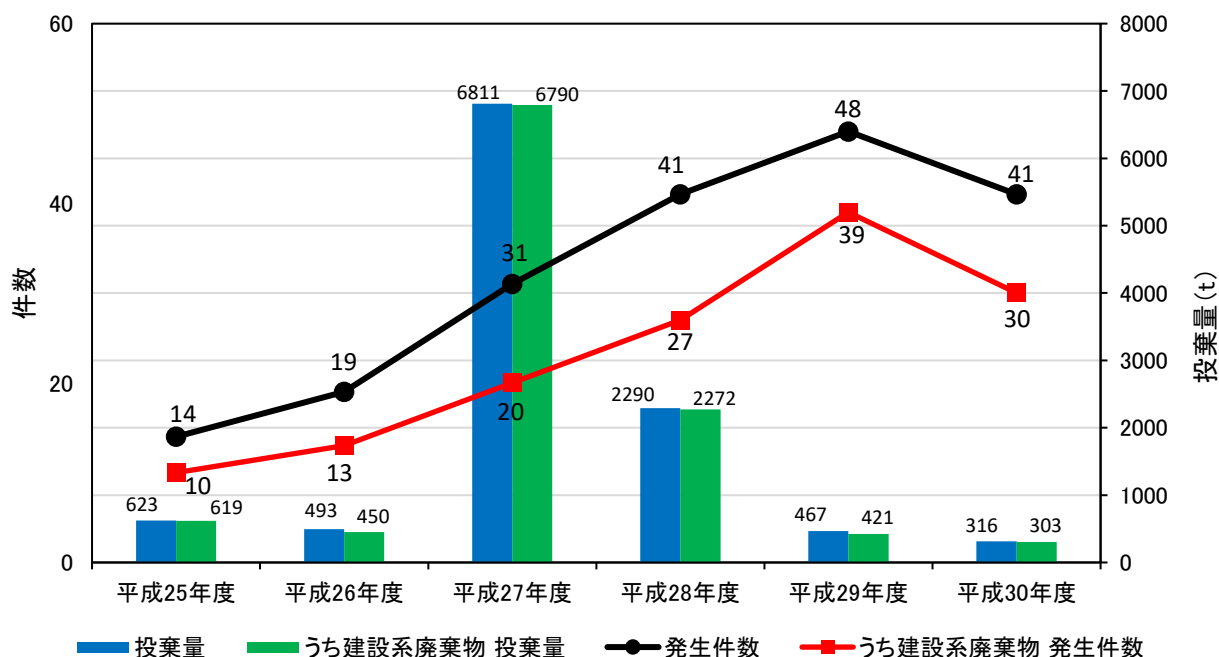


図 2-2-14 不法投棄事案の推移

3. 成果と課題

3-1 三重県廃棄物処理計画の数値目標に係る実績

(現行) 三重県廃棄物処理計画 (平成28~令和2年度) 数値目標に係る実績

速報値

取組方向	数値目標	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30			R1 (推計値)	目標 (H32)	全国平均 (H29)	状況等
									想定目標	達成状況	進展度				
I ごみゼロ社会の 実現	1人1日あたりのごみ排出量 ※災害廃棄物の量を除く	g/人・日	986	976	959	950	943	947	950 以下	100%	A	945	936 以下	920(H29) 918(H30)	多様な主体が連携した3Rの取組や、各種リサイクル制度の効果等により、着実に削減されてきたが、近年は横ばい傾向となっている。
	資源化率	%	30.4	29.7	28.5	27.4	27.3	26.7	32.5	82%	B	23.5	33.3	20.2(H29) 19.9(H30)	RDF化や焼却灰の資源化等が進んだことにより、全国平均よりも高い値であるが、近年は小売店や再生事業者等による資源回収が活発化しており、市町等における資源化率は低下している。また、R1年度途中にRDF事業が終了したため、R1の値は低下する見込みである。
	最終処分量 ※下段の数値はH14(151,386t)比	t	50,042 33.1%	37,776 25.0%	36,049 23.8%	20,963 13.8%	21,807 14.4%	24,551 16.2%	35,726 以下	146%	A+	20,619	30,000 以下	H14比 42.7%	焼却灰の資源化、プラスチックの焼却などにより、埋立ごみは減少傾向となっている。
II 産業廃棄物の 3Rの推進	排出量 ※下段の数値はH8(5,768千t)比	千t	8,505 147.5%	8,601 149.1%	8,626 149.5%	8,225 142.6%	8,282 143.6%	8,365 145.0%	8,087	97%	B	8,388	7,920	H8比 94.8%	景気の動向を受け近年明確な削減傾向はみられない状況にある。
	再生利用率	%	43.0	43.2	42.7	46.5	45.1	44.5	43.4	102%	A	44.6	43.6	52.2	景気の動向を受け近年明確な増加傾向はみられない状況にある。再生利用率の高い「動物のふん尿」の排出量に占める割合が、全国(約20%)と比べ、三重県(約12%)は低く、再生利用率が低い要因の一つとなっている。
	最終処分量 ※下段の数値はH8(2,085千t)比	千t	258 12.4%	269 12.9%	273 13.1%	265 12.7%	278 13.3%	310 14.9%	241 以下	78%	B	304	234 以下	H8比 16.7%	製造業から排出される再生利用が困難な汚泥の増加に伴い、一時的に最終処分量は増加傾向となった。
III 廃棄物処理の 安全・安心の確保	電子 manifests の活用率	%	34.1	43.0	49.5	55.5	61.1	65.8	53	115%	A	67.7	60	H30 58%	関係業界への働きかけや、H24年度から実施している地域機関7箇所に配置した環境技術指導員による事業者訪問や電子 manifests 操作方法の取得を目的とした複数回の研修会により、H32年度目標値を達成した。
	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	%	-	83.9	69.2	100	100	100	100	100%	A	100	100	-	早期に発見した不法投棄等不適正処理事案の原因者に対して、事態の早期は正や悪化防止を図るため、警察や関連機関との連携を図りながら厳格な対応を行っていることから目標を達成している。
	不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗状況	%	-	25.0	37.5	50.0	68.8	75.0	75.0	100%	A	81.3	100	-	行政代執行による是正措置は、予定どおり進捗している。
	大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数	市町	4 13.8%	6 20.7%	14 48.3%	22 75.9%	29 100.0%	29 100.0%	22	132%	A+	29 100.0%	29	28%	市町災害廃棄物処理計画について、県が平成26年3月に市町災害廃棄物処理対策マニュアルを策定するとともに、計画策定に係る研修会の開催等の支援を行うなどにより、H29年に県内全市町の策定が完了した。

取組方向	数値目標	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30			R1 (推計値)	目標 (H32)	全国平均 (H28)	原因と背景
									想定目標	達成状況	進展度				
重点課題	使用済小型電子機器等の回収量	kg/人	-	0.32	0.36	0.54	0.74	1.07	0.77	139%	A+	-	1.0	0.42	使用済小型電子機器等の回収量については、メダルプロジェクトの参加等により、着実に年々増加しており、本計画の目標を達成するとともに全国平均を大きく上回っている。
	未利用エネルギー回収量	MJ/t	1,147	1,067	1,178	1,547	1,578	1,585	1,393	114%	A	-	1,491	936	近年、桑名広域清掃事業組合、松阪市及び四日市市において、高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設が整備されたことにより、回収量は増加している。
	優良認定処理業者の認定件数	件	216	268	290	312	317	350	362	97%	B	374	420	H30年5月 76.7	認定件数は順調に伸びているものの、想定目標を若干下回っている。
	PCB廃棄物の適正処分率	%	37	45.3	豊田:59.7 北九:14.8	豊田:64.3 北九:29.7	豊田:72.6 北九:44.2	豊田:84.8 北九:40.6	75 60	113% 68%	A B	91.8 48.9	90	-	掘り起こし調査による新たなPCB含有電気機器等の発覚やPCB処理事業所(JE S C O北九州)の受入体制の遅れもあり、安定器等の処分率が低くなっている。
	一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数	件	2	1	5	3	1	1	0	-	D	2	0	-	上空監視、民間警備会社への委託、「廃棄物ダイヤル110番」等による県民等からの通報制度導入等により、不法投棄を早期に発見する制度・体制等は一定構築できているものの、容易に発見することが困難な場所に投棄されることから未だ目標(0件)を達成できない状況にある。

※表内の着色部分は、実績値への変更箇所となります。

※優良認定処理業者の認定件数における全国平均は、都道府県(政令市を除く)及び政令市の平均とし、産廃情報ネットの公開情報を引用しています。

表 3-1-1 三重県廃棄物処理計画の数値目標に係る実績

3-2 廃棄物処理計画に関する取組の状況

取組方向 I 「ごみゼロ社会の実現」の現状

県内の一般廃棄物の「1人1日あたりのごみ排出量」や「最終処分量」は、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により減少傾向にあります。一方、「資源化率」は、全国より高い水準を維持していますが、小売店や古紙回収業者による資源回収量の増大に伴い、減少傾向にあります。

取組方向 I 「ごみゼロ社会の実現」の課題

食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）が国民1人1日あたり約132グラム発生しており、さらなるごみ排出量の削減に向け食品ロス対策に取り組む必要があります。また、不適正処理のために世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海洋へ流出していることから、ポイ捨て対策等、海洋プラスチックを含むプラスチック対策に取り組む必要があります。さらに、RDF焼却・発電事業終了により、資源化率の更なる低下が予想されることや一人あたりのごみ排出量は全国平均よりも高くなっていることから、レアメタルなどの枯渇性資源の回収や食品廃棄物の削減など、循環の質にも着目しつつ、社会や経済の動向を踏まえながら様々な主体と連携して、3Rの取組を促進していく必要があります。

取組方向 I 「ごみゼロ社会の実現」の取組

食品ロスの削減を図るため、食べきり運動や食品ロス対策セミナー等の取組を行うとともに、ごみ減量化を促進するため、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用し、各種イベントへの参加やソーシャルネットワークサービス（SNS）への投稿により、県の取組についてのPRを行いました。今後、食品提供企業とフードバンク団体やこども食堂等のマッチングを促進するセミナーや県民参加・体験型イベントを開催し、さらに食品ロスの削減に向けた取組を進めていきます。

プラスチックについては、プラスチックを使用、排出する関係者で「プラスチック使用量の削減」、「代替品の開発・普及」等について協議し、それぞれが実施する具体的な取組について検討します。また、新たにプラスチックに対する県民運動を行うために県民大会の開催やプラスチック削減などに取り組む事業所等の登録制度の設置を行います。

RDF焼却・発電事業については、関係市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、引き続き、市町等における新ごみ処理施設整備に向けた検討会への参画や、市町間の調整、情報提供などを通じて技術支援を行っていきます。また、平成30年12月に創設した県単独の補助制度により、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を進めていきます。

取組方向Ⅱ「産業廃棄物の３Ｒの推進」の現状

長期的には再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されましたが、排出量については、景気の動向もあり、明確な削減傾向は見られない状況です。また、近年は再生利用率、最終処分量も横ばい傾向にあります。

取組方向Ⅱ「産業廃棄物の３Ｒの推進」の課題

排出量や最終処分量の削減等に向け、排出事業者の自主的な取組や必要な研究開発の推進等が一層求められるとともに、持続可能な循環型社会の構築に向け、廃プラスチックや食品廃棄物等について、地域で廃棄物を資源として最適な規模で循環させる地域循環圏の形成を促進するなど、循環の質に着目した取組を進めていく必要があります。

取組方向Ⅱ「産業廃棄物の３Ｒの推進」の取組

産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発、産業廃棄物を使った製品開発などに要する経費の一部を助成する、三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金事業を実施し、その活用により排出量の削減を図っています。

また、食品廃棄物の畜産飼料化を推進し、生産コストの削減や特色ある畜産物生産及び食品系廃棄物等の循環利用を促進するため、三重県エコフィールド等利活用研究会により、飼料化研究や事業者のマッチングを進めています。

産業廃棄物として発生する使用済・不要プラスチックについて、排出状況やリサイクルの実態に係る調査を行ったため、今後、その結果から事業者のマッチング等、地域内で資源循環させる方策を検討していく予定です。

引き続き、県内でリサイクル製品を生産している事業者に認定申請を促すなど、認定製品の種類や数が増えるような取組を進め、認定リサイクル製品認定制度の活用を推進することにより、地域内での物質循環を進めます。

産業廃棄物の排出量は景気の動向に左右され削減傾向は把握しづらい状況であっても、引き続き、各種リサイクル法等の的確な運用や事業者の３Ｒの取組について支援を行い、産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物が、資源やエネルギー源として、一層有効活用されることにより最終処分量の削減につながるよう取り組んでいます。

取組方向Ⅲ「廃棄物処理の安全・安心の確保」

「電子マニフェストの活用率」の現状

地域機関7箇所配置した環境技術指導員による排出事業者の個別訪問や電子マニフェストの操作研修会の実施により、県内の電子マニフェストの活用率は着実に向上しており、本計画の目標値を達成するとともに、国の第四次循環型社会形成推進基本計画において設定された電子マニフェスト普及率70%（令和4年度目標）に近付きつつあります。

「電子マニフェストの活用率」の課題

廃棄物処理法改正により電子マニフェストの使用が義務付けられた事業者（前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業場で、特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）を処理委託する場合）や活用率の低い業種などに対する取組が必要です。

「電子マニフェストの活用率」の取組

環境技術指導員により、活用率の低い業種の事業者や令和2年4月以降に電子マニフェスト使用の義務づけが想定される事業者を個別訪問し、活用の促進に取り組んでいます。

取組方向Ⅲ「廃棄物処理の安全・安心の確保」

「不法投棄等不適正処理事案の改善着手率」の現状

最近5年間における10トン以上の建設系廃棄物の不法投棄事案は、年間11件から13件となっており、近年増加傾向にあります。県では、産業廃棄物にかかる違反行為に対する監視・指導を強化しており、不法投棄等不適正処理事案については、廃棄物の撤去等の改善に向けた作業に着手させています。

「不法投棄等不適正処理事案の改善着手率」の課題

不法投棄の現状を踏まえると、関係団体等との連携強化やドローンの活用等により不適正処理事案の早期発見・早期是正を図るとともに、引き続き厳正な監視指導が必要です。

また、不法投棄事案の大半を建設系廃棄物が占めている現状を踏まえ、排出事業者責任を徹底させる対策等が必要です。

「不法投棄等不適正処理事案の改善着手率」の取組

建設系廃棄物の不法投棄対策としては、三重県産業廃棄物条例の改正により解体工事の受注者（元請業者）に対して、工事施工に伴い生じる産業廃棄物の処理内容や処理結果を発注者に書面で説明することを義務付けたところであり、改正条例の周知等に関する研修会を開催するとともに、当該規定の実効性を担保するため、解体工事現場等に対する集中パトロールを実施します。

また、通常の監視活動では発見が困難な事案に対応するため、防災ヘリや県警ヘリによる広域的な監視（スカイパトロール、令和元年度2回）を実施するほか、「不法投棄監視カメラ」を活用し、引き続き間隙のない監視活動を行います。

平成29年度からは配備した無人航空機ドローンによる廃棄物測量システムを用いて、不法投棄現場等において定期的に廃棄物の増減量を測定し、不法投棄の状況を正確に把握することにより、事業者への的確な指導に繋がっています（令和元年度測量回数34回）。

取組方向Ⅲ「廃棄物処理の安全・安心の確保」

「不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗状況」の現状

本県においては、産業廃棄物が不法投棄された「桑名市五反田事案」について、平成13年に行政代執行に着手しました。その後、過去に不適正処理が行われた事案について「安全性確認調査」を実施し、調査の結果、生活環境保全上の支障等が認められた「四日市市内山事案」について、平成19年に行政代執行に着手し、「四日市市大矢知・平津事案」について、平成24年に行政代執行に着手しました。

また、平成25年には「桑名市源十郎新田事案」の行政代執行に着手しました。

現在、これらの4事案について、国の財政的支援を受け、行政代執行により、生活環境保全上の支障等の除去に取り組んでおり、このうち、四日市市内山事案については、令和2年3月31日をもって対策工事等が完了し、行政代執行を終了しました。

「不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗状況」の課題

平成10年6月以前の不適正処理事案にかかる行政代執行については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）」に基づき実施計画を策定し、国の同意を得ることにより、財政的支援を得ているところですが、その期限は令和4年度末までとなっており、それまでに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。

「不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗状況」の取組

4事案について、令和4年度までに対策を完了するよう着実に取組を実施し、安全・安心を確保していきます。

対策事業の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果などを的確に情報共有します。

また、引き続き排出事業者などへの責任追及に取り組むとともに、原因者への費用求償を粘り強く行っていきます。

取組方向Ⅲ「廃棄物処理の安全・安心の確保」

「大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数」の現状

大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数は、県が平成 26 年 3 月に市町災害廃棄物処理対策マニュアルを策定するとともに、計画策定に係る研修会の開催等の支援を行うなどにより、平成 29 年 12 月には全ての 29 市町において、災害廃棄物処理計画が策定されました。

災害廃棄物処理の対応力向上や市町、民間団体等の関係機関との連携強化を図るため、県・市町・協定締結団体等を対象とした教育訓練（図上演習）を実施するとともに、机上演習、実地研修及び図上演習などのカリキュラムから構成する災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成講座を開催し、災害廃棄物処理に精通した人材育成にも取り組んできました。

また、令和 2 年 3 月には近年発生した災害の対応事例等を踏まえた県災害廃棄物処理計画の改定を行いました。

「大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数」の課題

南海トラフ地震等の大規模災害に備え、引き続き市町等や事業者に対する研修や図上演習等を通じ、計画の実効性を高めるための取組の実施が必要です。

「大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数」の取組

引き続き、災害廃棄物対策の実効性を高めるため、災害廃棄物処理を担う人材の育成を行うとともに、必要に応じて市町の災害廃棄物処理計画の見直しについて助言を行います。

取組方向 「重点課題」

「使用済小型電子機器等の回収量」の現状

使用済小型電子機器等の回収量については、年々、着実に年々増加しており、本計画の目標を達成する見込みです。

「使用済小型電子機器等の回収量」の課題

使用済小型電子機器等の回収に取り組む市町数及び回収量の増加に向けて、引き続き、継続した取組の実施が望まれます。

「使用済小型電子機器等の回収量」の取組

平成 25 年度の小型家電リサイクル法の施行以降、県内 24 市町において使用済小型家電の回収が実施されています。

また、使用済み携帯電話等からリサイクルした金を使用し、三重とこわか大会（第 21 回全国障害者スポーツ大会）の金メダルを製作する県民参加型の取組を実施しています。リサイクル金属を使用した金メダル製作の取組は、全国障害者スポーツ大会としては初めてとなります。なお、障がい者の社会参加促進につながるよう、回収した携帯電話等の分解作業を県内の福祉事業所で行う予定であり、環境と福祉の連携による取組によって、三重とこわか国体・三重とこわか大会の PR やリサイクル意識の向上を図っています。

取組方向 「重点課題」

「未利用エネルギー回収量」の現状

近年、桑名広域清掃事業組合、松阪市及び四日市市において、高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設が整備されたことにより、回収量は増加し、本計画の目標値が達成されています。

「未利用エネルギー回収量」の課題

引き続き、ごみの持つ未利用エネルギーの有効利用を促進するよう取り組む必要があります。

「未利用エネルギー回収量」の取組

引き続き、国の交付金制度により、市町のごみ焼却施設の新設や更新において高効率なエネルギー回収型ごみ処理施設の導入を促し、ごみの持つ未利用エネルギーの有効利用を促進するよう取り組んでいます。

取組方向 「重点課題」

「優良認定処理業者の認定件数」の現状

優良認定処理業者の認定件数については、事業者や関係団体と連携したセミナーや認定手続説明会の開催等により全国平均に比べ高くなっていますが、現時点での想定目標は下回っている状況です。

「優良認定処理業者の認定件数」の課題

県外業者の認定割合に比べ県内業者の割合が低いことから、（一社）三重県産業廃棄物協会とも連携しながら県内優良認定業者の育成を図るとともに、令和元年度に実施した産業廃棄物実態調査結果から、優良認定制度に係る課題を分析するなど、目標達成に向け継続した取組が必要です。

「優良認定処理業者の認定件数」の取組

改正三重県産業廃棄物条例において、排出事業者が優良認定処理業者へ処分を委託する場合の規制の合理化がなされることから、県内業者に対し優良認定取得を促すとともに、産業廃棄物実態調査結果の分析を踏まえた取組を行うなど、引き続き、優良認定制度の周知や排出事業者の優良認定処理業者の活用について、関係団体と連携して進めています。

取組方向 「重点課題」

「PCB廃棄物の適正処分率」の現状

PCB廃棄物の適正処分率については、掘り起こし調査による新たなPCB含有電気機器等の発覚やPCB処理事業所（JESCO北九州）の受入体制の遅れもあり、安定器等の処分率が低くなっています。

また、平成30年度の安定器の掘り起こし調査により、約1,100件からPCB含有安定器を保有していると回答がありましたが、このうち約900件については、令和元年度に立入等によりPCB含有安定器でないことを確認しました。残る約200件について、令和2年度のPCB特措法の届出案内の送付、立入による確認及び届出指導を進めていますが、電気工事業者による確認が必要なものもあり、PCBの有無の確認に時間を要しています。

「PCB廃棄物の適正処分率」の課題

これまで掘り起こし調査を行ってきましたが、処分期限（安定器等は令和3年3月31日、変圧器・コンデンサ等は令和4年3月31日）が近付いていることから、令和2年度に未回答事業者等に対して最終通知を送付します。その上で、新たにPCB廃棄物等の所有が発覚した場合は、処分期限までに適正な処分がなされるよう指導を行う必要があります。

また、PCB廃棄物等の保管が長期間となっている事業者も多く、関係者の変更や経済状態の悪化などから不適正な処分が行われないよう、定期的に状況を確認するとともに、不法投棄等により所有者が確定できない一部のPCB廃棄物については、今後、これらの対応を進めて行く必要があります。

「PCB廃棄物の適正処分率」の取組

県内には約1,000のPCB廃棄物保管事業者が存在し、保管事業者に対しては立入等により処理の促進を図り、PCB廃棄物の処理やJESCOへの登録を進めています。

また、掘り起こし調査や立入調査等によりPCB使用製品やPCB廃棄物を把握し、適切な指導等を行い、PCB廃棄物等が期限内に処理が行われるよう取り組んでいます。

取組方向 「重点課題」

「一定規模（100 t）以上の不法投棄の発生件数」の現状

上空監視、民間警備会社への委託、「廃棄物ダイヤル110番」等による県民等からの通報制度導入等により、不法投棄の早期発見には繋がっているものの、容易に発見することが困難な場所に投棄されることから未だ目標に達成できない状況です。

「一定規模（100 t）以上の不法投棄の発生件数」の課題

県民や事業者等の協力も得ながら、また早期に不法投棄を発見する新たな手段（方法）を導入することにより不法投棄の早期発見、早期是正を行うこと併せて、不法投棄事案の大半を建設系廃棄物が占めている現状を踏まえ、排出事業者責任を徹底させる対策等を行うことにより、目標達成を目指す必要があります。

「一定規模（100 t）以上の不法投棄の発生件数」の取組

「不法投棄等不適正処理事案の改善着手率」の取組にも記載のある通り、上空監視、民間警備会社への委託、民間事業者等や市町との連携による監視活動、「廃棄物ダイヤル110番」等による県民等からの情報提供など、様々な主体と連携して不法投棄の早期発見、早期是正に取り組んでいます。

3-3 廃棄物処理計画の点検・評価（案）

取組方向Ⅰ「ごみゼロ社会の実現」

- ① 一般廃棄物については、さまざまな主体が連携した3Rの取組により、排出量および最終処分量は着実に削減されてきました。資源化率については、全国平均より高い水準を維持しているものの、近年は行政の回収以外のルートでの資源化が進んでいるため、減少傾向にあると考えられます。今後も、循環型社会の実現に向け取組を一層推進する必要があります。

また、第四次循環型社会形成推進基本計画において、家庭系食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減するよう目標が掲げられたことを踏まえ、三重県廃棄物処理計画への目標値の位置づけと市町等との連携による食品ロス削減の取組を促進する必要があります。

取組方向Ⅱ「産業廃棄物の3Rの推進」

- ② 産業廃棄物については、事業者による再生利用の取組が進められてきていますが、全国平均と比較すると再生利用率は低い状況にあります。また、排出量や最終処分量は、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。

今後、資源生産性の高い循環型社会の実現に向けて、事業者による3Rの取組を一層促進する必要があります。

取組方向Ⅲ「廃棄物処理の安全・安心の確保」

- ③ 電子マニフェストの活用率は着実に向上していますが、第四次循環型社会形成推進基本計画により、2022年の電子マニフェスト普及率目標値70%が示されたことから、更なる普及の必要があります。また、平成29年に廃棄物処理法が改正され、令和2年4月以降に電子マニフェスト使用の義務付けの対象となる事業者に対して、電子マニフェストへの確実な移行を進めていく必要があります。

- ④ 不法投棄等不適正処理については、依然として後を絶たない状況にあります。

今後は、関係団体等との連携強化や監視カメラ、ドローンの活用等により不適正処理事案の早期発見・早期是正を図るとともに、廃棄物処理法に違反している事業者等に対しては、引き続き厳正な監視指導をする必要があります。

また、不法投棄事案の大半を建設系廃棄物が占めている現状を踏まえ、排出事業者責任を徹底させる対策等を行う必要があります。

- ⑤ 不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗状況については、予定どおりの進捗が図られています。

引き続き、産廃特措法の期限である2022年度末までに対策を完了するよう、事業計画に基づき着実に対策工事を実施する必要があります。

- ⑥ 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数については、平成 29 年度で全ての市町において、災害廃棄物処理計画策定済みとなりました。

災害廃棄物処理体制の強化に向けて、引き続き、県・市町等の職員を対象に災害廃棄物処理に関するセミナーや研修会、図上演習を実施することにより、災害廃棄物処理を担う人材を育成していく必要があります。

取組方向 「重点課題」

- ⑦ 使用済小型電子機器等の回収量は着実に増加しており、令和 2 年度の目標は達成されています。引き続き使用済小型電子機器等の回収量が増加するよう、また、廃棄物処理法改正に伴う有害使用済み機器の保管事業者等に対する指導を含め、継続した取組を実施する必要があります。

- ⑧ 未利用エネルギー回収量については、令和 2 年度の目標は達成されています。

市町が設置するごみ焼却発電施設等のエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の円滑な整備を図るため、引き続き、国の交付金制度を活用するなどして、高効率のエネルギー回収型ごみ処理施設の導入を促す等、ごみの持つ未利用エネルギーの有効利用を促進する必要があります。

- ⑨ 優良認定処理業者の認定件数は、順調に伸びてきており、全国のなかでも高い水準です。

引き続き、認定件数の増加に向け、排出事業者自らが優良認定処理業者を活用する仕組みを検討するなど、関係団体と連携し、今後更新を迎える処理業者に対するサポート体制を強化していく必要があります。

- ⑩ PCB 廃棄物の適正処分については、概ね計画通り進捗しています。

掘り起こし調査により新たな PCB 廃棄物の存在が判明しているため、できるだけ早い処分期間内の処理完了に向け、引き続き、PCB 廃棄物保管事業者等への周知、指導を確実にを行い、全ての PCB 廃棄物が処分期間内に適正に処分されるよう取り組む必要があります。

- ⑪ 引き続き、県民のみならずからの情報提供や広報啓発、最新技術の活用、市町、自主活動団体等さまざまな主体と連携するなど、不法投棄の早期発見・早期是正に努めるとともに、不法投棄事案の大半を占める建設系廃棄物対策を行うことにより、一定規模（100 t）以上の不法投棄を発生させない監視活動を行う必要があります。

(参考) 進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法

1 進展度の判断基準

表 3-1-1 の進展度については、次表により、目標達成状況をもとに進展度を A⁺～D で判断しています。

進展度	適用	目標達成状況
A ⁺ . より進んだ		115%以上
A. 進んだ		115%未満 100%以上
B. ある程度進んだ		100%未満 85%以上
C. あまり進まなかった		85%未満 70%以上
D. 進まなかった		70%未満

2 目標達成状況の算出方法

平成 30 年度の速報値を平成 30 年度の想定目標値で割って算出しています。

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 30 年度速報値}}{\text{平成 30 年度想定目標値}} \times 100$$

目標項目が減少をめざすものである場合には、分子・分母を逆とし、目標値を実績値で割っています。

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 30 年度想定目標値}}{\text{平成 30 年度速報値}} \times 100$$

(減少をめざす項目)

4. 令和2年度環境生活部廃棄物対策局当初予算

4-1 令和2年度当初予算

環境生活部廃棄物対策局
 1 廃棄物・リサイクル課 : 224-3310
 2 廃棄物監視・指導課 : 224-2388
 3 廃棄物適正処理推進課 : 224-2483

廃棄物総合対策の推進

1 廃棄物の3Rの推進

プラスチックごみ対策

プラスチックによる海洋汚染問題を契機として、さらなるプラスチックごみ対策が必要であることから、3Rと適正処理の取組を推進します。

(新) プラスチック対策等推進事業
 [16,793千円]



四日市地域をモデル地域として、多様な主体と連携した効果的な事業「みえプラスチックスマートプロジェクト」を総合的に展開します。

みえプラスチックスマート県民大会開催

みえプラスチックスマート協議会の設置

みえプラスチックスマート県民大会開催

みえプラスチックスマート協議会の設置

みえプラスチックスマート協議会の設置

食品ロス削減

令和元年10月に「食品ロスの削減に関する法律」が施行され、食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着や、廃棄することなくできるだけ食品として活用することが求められていることから、さらなる取組を推進します。

(新・みんつく) 県民参加・体験型食品ロスゼロ啓発プロジェクト事業
 [7,355千円]

県民参加・体験型啓発イベントの実施
 県民参加・体験型イベントを開催し、県民運動としての気運の醸成を図ります。



(新) 食品ロス削減推進事業
 [5,020千円]

食品ロス削減マッチングセミナー開催
 食品を提供できる企業とフードバンク団体等とのマッチングとネットワークの構築を促進するためセミナーを開催します。



廃棄物処理計画の策定

産業廃棄物適正処理推進事業
 [20,031千円]*

現在の「三重県廃棄物処理計画」の計画期間が令和2年度に満了するため、プラスチックごみ対策や食品ロス削減などの課題に対応していくとともに、SDGsの考え方を取り入れるなど社会情勢の変化をふまえて、新たな廃棄物処理計画（令和3年度～7年度）を策定します。

*うち計画策定分

2 不法投棄を許さない社会づくりの推進

県民、事業者、市町など多様な主体と連携し、不法投棄等の未然防止や早期発見を図り、不法投棄を許さない社会づくりを推進します。

不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業
 [59,759千円]

多様な主体との連携
 市町や事業者との協定締結、監視パトロール活動を実施する自治会との連携等による、幅広い監視体制を構築します。

建設系廃棄物対策
 不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物対策として、法令に基づき取組や監視指導を充実・強化します。



建設系廃棄物の不法投棄

3 行政執行による環境修復

生活環境保全上の支障等のある事業について、産廃特措法による国の支援を得て、引き続き環境修復を進めます。

環境修復事業
 [1,629,708千円]

四日市市大矢知・平津事業

西水路側の調整池、管理用道路、染み出し抑止工事を引き続き実施します。



西水路側の工事状況

桑名市堀十郎新田事業

廃油回収処理を引き続き実施するとともに、PCBの高濃度汚染箇所の抑制除去を実施します。



廃油回収処理

桑名市五区田事業

地下水の湧水浄化対策を引き続き実施します。



水処理施設の外観